

令和4年度

主要施策の成果に関する説明書

令和5年度滋賀県議会定例会
令和5年9月定例会議提出

[琵琶湖環境部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

| | 頁 |
|---------|------|
| I 人 | 該当なし |
| II 経 済 | 115 |
| III 社 会 | 125 |
| IV 環 境 | 133 |

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

II 経 済

未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | |
|---|--------------|--------------|-------|--------------|---|
| <p>1 担い手の確保・育成と経営体質の強化</p> <p>(1) 森林・林業人材育成事業</p> <table><tr><td>予 算 額</td><td>43,110,000 円</td></tr><tr><td>決 算 額</td><td>41,699,590 円</td></tr></table> | 予 算 額 | 43,110,000 円 | 決 算 額 | 41,699,590 円 | <p>1 事業実績</p> <p>本県では、利用期を迎えた森林資源の循環利用を行うため、積極的に森林整備と木材生産を推進する必要があり、また、近年の自然災害による風倒木処理等への対応や市町を主体とした森林経営管理制度の導入による放置林対策を進める必要がある。その一方で、本県の森林作業を担う林業従事者は年々減少し、高齢化が進むとともに、機械化の進展に伴い高度なスキルが求められるほか、森林経営管理制度を推進するための専門技術等を備えた市町職員が求められており、人材育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>これらの課題に対応するため、「既就業者」、「市町職員」、「新規就業者」を対象として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講した。</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等作業班のべ45人受講。のべ19日間実施。</p> <p>(2) 市町職員コース 県内12市町受講。のべ10日間実施。</p> <p>(3) 新規就業者コース 林業への就業を希望する者4人受講。のべ165日間実施。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 既就業者コース 安全に関する研修では、事故発生率の高いチェーンソー作業の安全管理を目指し、林業事業体職員を対象に講義と実習を実施した。特に実習では、伐倒練習機を用いて伐採の基本動作の反復練習を実施。受講者には好評であった。また、作業効率向上のための研修として、県内森林組合等作業班を対象に、民有林（日野町）における作業道の線形計画や作設技術の指導をはじめ、立木の伐採から搬出に至る工程での作業効率向上のための指導を行った。</p> <p>(2) 市町職員コース 令和元年度から導入された森林経営管理制度の推進に重点を置き、各市町が制度を推進するための取組が開始できるような内容とした。一部の市においては、森林所有者の森林経営に関する意向調査への取組が始まった。</p> |
| 予 算 額 | 43,110,000 円 | | | | |
| 決 算 額 | 41,699,590 円 | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>ワークショップを取り入れることで、実践的に学ぶことができた。また、林道の災害復旧対策に関する講座を設け、管理技術や手法について指導した。</p> <p>(3) 新規就業者コース 1年を前期・後期に分けた2期制で林業への就業希望者を対象に森林・林業に関する基礎的な知識や安全技術の研修を実施した。 令和3年度の修了生の就業にあたり、経験不足を理由に採用を断られたという事例があったため、就業後の現場への適応がスムーズにできるよう、令和4年度に「林業インターン編」を創設した。 実際の伐採現場において、立木の伐採と枝払いをチェーンソーを用いて行う練習に取り組んだところ、修了生には林業事業体に就業する者もあり、一定の成果があった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 既就業者コース 安全に関する研修は、毎年継続して実施して行う必要があるが、受講者側のマンネリにより効果が落ちないように内容の工夫を図る必要がある。 今後は、主伐・再造林の推進のための技術向上が求められることとなるので、従来取り組んでこなかった架線集材に関する技術の習得にも取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) 市町職員コース 経験年数による格差解消のため、基礎的な内容からワークショップへと段階を踏んで実施したが、限られた時間内では理解度に差が生じ、実践的な業務執行につながりにくい。</p> <p>(3) 新規就業者コース 受講者は林業への転職を検討している者を対象としているが、受講期間中は無収入となるため、家族を抱えてのアカデミー受講は、無収入状態が6ヶ月以上続くこととなるため、受講を躊躇する人も一定存在している。 このため、国では、緑の青年就業準備給付金制度が用意されているが、本県アカデミーでは実施期間等の条件が合わないため、制度が利用できないことが大きな課題である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 既就業者コース ①令和5年度における対応 安全に関する研修について、講師と協議を行い内容の充実を図る。 林業架線作業主任者の資格保有者を一定数確保するため、研修メニューや方法について検討する。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(2) 林業人材育成システム構築事業</p> <p>予 算 額 4,900,000 円</p> <p>決 算 額 4,379,981 円</p> | <p>②次年度以降の対応 技術習得については、他府県の林業大学校との連携について、関係機関と受講体制についての協議に取り組む。 主伐・再造林に向けた現場技術者の育成を図るため、架線集材技術研修、伐造一貫作業体験研修、コンテナ苗植栽研修、防護柵設置研修などカリキュラムの充実を図る。 また、当該年度受講者だけでなく、前年度受講者のフォローアップ研修も必要であることから、研修メニューについても検討を加える。</p> <p>(2) 市町職員コース</p> <p>①令和5年度における対応 市町職員の育成には、滋賀もりづくりアカデミーのほか日常的な普及指導の一環として、普及指導員による専門的な知識や技術指導等のフォローを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 森林経営管理制度関連では、参加者のレベルに応じたカリキュラムの設定や屋外での実習内容の充実を図るとともに、県と市との1対1の育成支援など側面的な支援により全体的な人材育成を図る。</p> <p>(3) 新規就業者コース</p> <p>①令和5年度における対応 就業相談会において、受講期間中無収入となることを予め説明するとともに、緑の青年就業準備給付金制度への対応の可能性について関係機関との調整や検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 受講生の確保は引き続き課題となるため、就労支援サイトやSNSを活用した周知とともに、就業相談会への参加により、直接的な勧誘策も講じる。受講者に対しては、就業支援策だけでなく移住支援策にも重点を置き、事務局における相談窓口の充実を図る。また、修了生の林業関係への就業についてより一層の充実を図る。 (びわ湖材流通推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 2,498,381 円 森林経営プランナーおよび森林施業プランナーの育成のための研修を実施。 全体研修2日、個別指導14日</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 682,000 円 「森林評価測定士」育成のための研修を実施。 森林評価測定士技術向上研修 3回、受講者数のべ14名</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 699,600 円 林業・木材産業加工流通人材育成セミナーを実施した。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 500,000 円 滋賀中央森林組合において、能力評価制度を導入するに当たり専門家を派遣して指導を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー試験の受験に向けた研修を行い、資格未取得者11名が参加した。 森林経営プランナー候補者向けの研修を行い、森林施業プランナー10名が参加した。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 森林組合系統における木材流通部門に携わる人材育成として、6名が新たに「森林評価測定士」として認定された。 (滋賀県森林組合連合会が認定)</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 林業・木材産業加工流通人材育成セミナーを実施し、会場参加と Web 参加あわせて30名の参加があった。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 能力評価制度について、森林組合で導入するための取組ができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー制度が導入されて10年以上経過しており、資格取得者も確実に年々増加している一方で、新規採用による未取得者も少しずつ増えて来ているため、今後も継続的な育成に取り組む必要がある。 また、既取得者に対するフォローアップを図る必要もある。 さらに今後は、主伐・再造林に対応するため、既存の森林施業プランナーからベテランを対象として、「森林経営プランナー」の育成を図る必要がある。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 「森林評価測定士」には、土場での原木評価のみならず立木状態での森林評価に関するスキルも必要であるため、今後も継続して知識や技術の習得を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 県産材の需要拡大のためには、木材業・製材業を営む経営者およびその従業員に対して、木材とその利活用に関する包括的な知識を得ることのできる場を提供し、人材育成を図る必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 林業事業体でも能力評価システムが導入されるよう支援する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業</p> <p>①令和5年度における対応 若手（新人）職員向けの「森林施業プランナーコース」とベテラン職員向けの「森林経営プランナーコース」との2本立てによる研修に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 現状は組合ごとの事情に応じた指導形態を取っているが、共通分野の指導は、講師の出役回数を見直すため集合研修の回数を増やすなど、効率的な運営ができるよう見直しを図る。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 「森林評価測定士」の視野をより一層広げるため、常に最新の流通に関する知識を習得するとともに、従来の土場業務に重点を置いた研修内容から、立木状態の森林評価に関する研修カリキュラムにも取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 森林評価や立木評価の分野について外部からの講師を招くなど内容の充実を図っていく。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業</p> <p>①令和5年度における対応 会場のみならずWeb参加も認めながら、より多く方が参加できるようセミナーを開催し、木材とその利活用に関する包括的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 林業および木材加工流通事業に関する研修会を実施し、専門的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 滋賀中央森林組合において能力評価システムの導入を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 林業事業体で導入されるよう支援を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">(びわ湖材流通推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>2 マーケットインの視点による農林水産業の展開</p> <p>(1) しがの林業・木材産業強化対策事業</p> <p>予 算 額 19,573,000 円</p> <p>決 算 額 19,189,967 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 2,739,967 円 各森林組合における業務管理改善のための研修会、経営改善方法等の個別指導、組織統合や業務統一等に向けた指導等を実施した。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 9,750,000 円 滋賀県木材流通センターと連携して、伐採現場の近隣における中間土場の整備等を支援した。 中間土場整備支援 19カ所、仕分用機械支援 17カ所</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 4,000,000 円 滋賀県木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材等の出荷量増加に向けた需給調整などの取組に対して支援した。</p> <p>(4) 県産材製品流通促進事業 2,700,000 円 県産材製品の需要に対し、県内外の製材工場等との調整により供給を促進した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 各森林組合における経営改善のための業務管理等における課題を把握することができた。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 素材生産における運搬コストの低減など効率的な県産材流通体制の構築が図られ、県産材の素材生産量および滋賀県木材流通センターの取扱量の確保に貢献した。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 県産材の素材生産量および滋賀県木材流通センターの取扱量の確保に貢献し、需要者に対し安定供給を図ることができた。</p> <p>(4) 県産材製品流通促進事業 県内の設計士、工務店や公共建築物等の需要を把握し、的確に対応することにより、公共建築物や住宅等の木造化、木質化により木材資源の循環利用を促進した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-----------------------|-----------------------|------------------------|----------|-----|----------|--|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| | <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="672 335 1904 414"> <thead> <tr> <th>県産材の素材生産量</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>令 4</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令 4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>111,900 m³</td> <td>99,400 m³</td> <td>98,800 m³</td> <td>165,000 m³</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 滋賀県森林組合変革プラン推進会議が設立されたことを踏まえ、森林組合の連携による課題解決を支援する必要がある。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 需要の変化に対応できる効率的な流通体制の整備を進め、有利な価格での販売と出荷量の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 本県を取り巻く木材流通の変化に適時適切に対応するとともに、県産材の多様な販路を確保する必要がある。</p> <p>(4) 県産材製品流通促進事業 地域の製材事業者の連携を促進し、地域で生産された木材が地域で有効利用される資源循環型の仕組みを構築することが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p> <p>①令和5年度における対応 各森林組合の個別の取組および滋賀県森林組合変革プラン推進会議等の取組に対して経営改善に向けた指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 森林組合の経営基盤・組織体制の強化を図るよう支援する。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 県産材（素材）の需給調整や中間土場の活用などにより、出荷量の増加および流通の効率化に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材（素材）需要の変化に対応できるよう、今後も中間土場の整備などに取り組むことで効率的な流通体制の整備を進める。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業</p> | 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 令 4 | 目標値 | 達成率（令 4） | | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 98,800 m ³ | 165,000 m ³ | 60% |
| 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 令 4 | 目標値 | 達成率（令 4） | | | | | | | | |
| | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 98,800 m ³ | 165,000 m ³ | 60% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(2) 未来へつなぐ木の良さ体感事業</p> <p>予 算 額 121,793,000 円</p> <p>決 算 額 118,275,608 円</p> | <p>①令和5年度における対応 滋賀県木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加に向けた需給調整などの取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 県内および近隣府県の需要動向を把握するとともに、県産材（素材）の多様な販路を確保することで流通を安定化するなど、県産材（素材）の確実な供給体制の整備を図る。</p> <p>(4) 県産材製品流通促進事業</p> <p>①令和5年度における対応 需要ニーズに的確に対応した県産材の供給に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>②次年度以降の対応 県内および近隣府県の木製品需要動向を把握するとともに、県内でのびわ湖材製品の利用量を増加させるとともに確実な供給体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">(びわ湖材流通推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 50,138,000円 県産材の利用促進と木材利用の理解促進を図るため、びわ湖材を利用した木造住宅の新築および木質化改修等に対し支援した。 助成戸数：新築 129戸 木質化改修 3戸 木塀設置 5件</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 53,084,826円 びわ湖材を利用した木製品の導入や公共施設等の新築・内装の木質化に対し支援した。 木製品利用促進：17法人（23施設） 木造公共等施設整備：3市町4法人（9施設）</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 2,660,076円 木材を利用する新たな製品の研究や開発に取り組む事業者に対し支援した。 補助事業者数：3事業者</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 3,012,006円 県産材を「びわ湖材」として証明する「びわ湖材産地証明制度」の運営に対し支援した。 びわ湖材証明を行った木材量：65,700m³</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業 1,332,000円</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-----------------------|-----------------------|------------------------|----------|-----|----------|--|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| | <p>びわ湖材の新たな利用の促進を図るために、未利用材の搬出に対して支援した。</p> <p>(6) 木育推進事業 8,048,700円 「木育」を推進するため、イベントや木育製品の貸出、展示会出展等により普及啓発を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 県民の木造住宅への関心や工務店の県産材への関心が高まり、びわ湖材を利用した家づくりが広がった。</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 木製品の導入や公共施設等の新築・木質化により、びわ湖材の需要拡大が図られた。</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 県産材を活用した玩具の開発など、県内事業者による県産材の利用拡大につながる製品開発に結びついた。</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 びわ湖材として証明した木材量が増加し、県産材の利用の取組が広がった。</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業 未利用材の搬出により、木材チップでのびわ湖材の利用が拡大した。</p> <p>(6) 木育推進事業 イベントや木製品の貸出、展示会出展、冊子の作成等により木育の普及啓発を図ることができた。</p> <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">県産材の素材生産量</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>令 4</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令 4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">111,900 m³</td> <td style="text-align: center;">99,400 m³</td> <td style="text-align: center;">98,800 m³</td> <td style="text-align: center;">165,000 m³</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 びわ湖材の利用については、県民や事業者の間に着実に浸透してきているが、これらを一過性のものでなく、持続的なものにする必要がある。そのため、県産材を加工して利用することが、地球温暖化対策などの環境面と林業・木材産業の振興などの経済面の両面で多くの波及効果があることについて、この事業を通じて県民や事業者になお一層周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応</p> | 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 令 4 | 目標値 | 達成率（令 4） | | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 98,800 m ³ | 165,000 m ³ | 60% |
| 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 令 4 | 目標値 | 達成率（令 4） | | | | | | | | |
| | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 98,800 m ³ | 165,000 m ³ | 60% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>住宅、非住宅建築物、木塀、木製玩具などの木製品の利用促進について支援を引き続き行うとともに、木育などの情報発信や研修会の開催などの機会を通じ、木の良さや木を使う意義などについて普及啓発することで、びわ湖材の利用を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>県産材の利用が少ない民間非住宅の分野に重点的に利用促進を行うなど、引き続きびわ湖材の利用促進を図る。 (びわ湖材流通推進課)</p> |

III 社 会

未来を支える 多様な社会基盤

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| 1 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理 (1) 下水道の効果的・効率的な整備および維持管理 予 算 額 74,072,107 円 決 算 額 60,317,000 円 | 1 事業実績 (1) 汚水処理施設整備接続等交付金 ア 公共下水道接続事業 24,948,000円 概要：既存の汚水処理施設（農業集落排水施設等）と公共下水道との接続事業 対象：7市（長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市） イ 浄化槽設置整備事業 9,382,000円 概要：浄化槽の計画的な整備を図る事業 対象：8市1町（大津市、彦根市、近江八幡市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、竜王町） ウ 公共下水道整備事業 8,935,000円 概要：未普及地域における公共下水道の整備事業 対象：6市2町（彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町） エ 公共下水道高度化事業 1,416,000円 概要：合流式下水道改善事業、高度処理施設整備事業、市街地排水浄化対策事業および不明水（雨天時浸入水）対策事業 対象：4市（彦根市、長浜市、草津市、東近江市） (2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 15,636,000円 概要：公共下水道終末処理場における高度処理施設の維持管理事業 対象：4市5処理場（大津市、近江八幡市、甲賀市、高島市） (令4) 窒素削減量 335.1 t/年 リン削減量 53.4 t/年 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-------|-------|----|-----|-----------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 市町が実施する汚水処理施設の整備事業への助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。 雨天時浸入水対策については、市町の不明水対策調査に対する補助制度により、市町の不明水対策を促進した。</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="683 555 1496 662"> <thead> <tr> <th></th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>99.1%</td> <td>99.1%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>（うち下水道処理人口普及率</td> <td>92.1%</td> <td>92.5%</td> <td>94.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を行う高度処理施設の維持管理に助成を行うことにより、琵琶湖の富栄養化防止に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 下水道施設整備の普及促進については、引き続き市町が計画的に進める未普及地域解消に向けた事業実施が必要である。市町が行う汚水処理施設整備については、効率よく施設整備を進める必要がある。 雨天時浸入水の発生源対策については、更に市町が主体的に実施するよう促す必要がある。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 エネルギー価格が高騰し、高度処理に係る費用が増大しているが、琵琶湖の富栄養化を防止するため、単独公共下水道の終末処理場において高度処理を継続しなければならない。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金</p> <p>①令和5年度における対応 市町が行う汚水処理施設整備について、効率よく施設整備が進むよう、市町の整備状況を踏まえた助成を行う。 雨天時浸入水の発生源対策について、より対策が促進されるよう、市町の対策状況を踏まえた助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> | | 令3 | 令4 | 目標値 | 汚水処理人口普及率 | 99.1% | 99.1% | 99.8% | （うち下水道処理人口普及率 | 92.1% | 92.5% | 94.7% |
| | 令3 | 令4 | 目標値 | | | | | | | | | | |
| 汚水処理人口普及率 | 99.1% | 99.1% | 99.8% | | | | | | | | | | |
| （うち下水道処理人口普及率 | 92.1% | 92.5% | 94.7% | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|---------------|---------|---------------|------|---|------|--------------------------------------|----|----|----|-----|---------|--|-------|-------|-------|-------|-----|
| <p>(2) 補助治山事業</p> <p>予 算 額 2,434,602,000 円</p> <p>決 算 額 1,447,334,845 円</p> <p>(翌年度繰越額 986,610,000 円)</p> | <p>汚水処理施設整備および雨天時浸入水の発生源対策を促進し、汚水処理人口普及率の向上および雨天時浸入水問題の解消のため、引き続き助成を行う。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金</p> <p>①令和5年度における対応 単独公共下水道の終末処理場を有している市に対して、琵琶湖の富栄養化の防止が図れるよう、高度処理施設における維持管理費の助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 琵琶湖の水質保全のため、窒素やリンを除去する高度処理の実施に対して、引き続き助成を行う。 (下水道課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0"> <tr> <td>復旧治山</td> <td>16カ所</td> </tr> <tr> <td>山地治山（復旧治山を除く）</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業</td> <td>14カ所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43カ所</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>災害復旧や保安林機能を高める事業により、山地災害危険箇所の1,279カ所を整備済みとした。（前年度末 1,274カ所確定 →1,279カ所確定）</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="0"> <tr> <td>山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率</td> <td>令2</td> <td>令3</td> <td>令4</td> <td>目標値</td> <td>達成率（令4）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>74.3%</td> <td>74.4%</td> <td>73.8%</td> <td>80.0%</td> <td>92%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>近年の集中豪雨災害等による被災箇所の復旧や施設の老朽化に伴い長寿命化対策が必要であり、また、土砂流出や流木による災害発生の恐れが高い溪流において治山事業を緊急的に進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> | 復旧治山 | 16カ所 | 山地治山（復旧治山を除く） | 13カ所 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 14カ所 | 計 | 43カ所 | 山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | | 74.3% | 74.4% | 73.8% | 80.0% | 92% |
| 復旧治山 | 16カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山地治山（復旧治山を除く） | 13カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農山漁村地域整備交付金事業 | 14カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 43カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 74.3% | 74.4% | 73.8% | 80.0% | 92% | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>近年の局所的な集中豪雨に起因する土砂災害および流木災害が多発し、県民の生命や財産が脅かされていることから、荒廃地や荒廃危険地などの対策を優先しつつ、施設の長寿命化や流木対策等の治山事業を計画的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国庫補助金の確保に努め、災害復旧および施設の長寿命化や流木対策に重点を置いた治山事業の実施を進める。</p> <p>(森林保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|--------|----|-----|-----------------|-------|-------|------|-------------------|--------|--------|--------|
| <p>2 災害に強い地域づくり</p> <p>(1) 災害廃棄物処理体制強化事業</p> <p>予 算 額 918,000 円</p> <p>決 算 額 917,400 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>「滋賀県災害廃棄物処理計画」の適正な運用や、災害廃棄物仮置場の設置運営に係る各主体の対応能力および連携体制の向上等を目的として、災害廃棄物仮置場設置運営現地訓練を実施した。</p> <p>訓練参加人数：市町、関係団体等から66名</p> <p>2 施策成果</p> <p>市町の担当職員を対象とした研修会の開催や訓練への参加を促した結果、1市町において災害廃棄物処理計画の策定につながった。</p> <table border="1" data-bbox="651 699 1682 807"> <thead> <tr> <th>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害廃棄物処理計画の策定率</td> <td>89.5%</td> <td>94.7%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>（市町災害廃棄物処理計画の策定数）</td> <td>（17市町）</td> <td>（18市町）</td> <td>（19市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>「滋賀県災害廃棄物処理計画」をもとに、市町への災害廃棄物処理計画の策定支援や訓練の継続的な実施等により、災害廃棄物対策を強化し、発災時の実効性確保を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>計画未策定の市町に対して個別指導を行う。また、災害廃棄物仮置場の確保に向け、市町職員を対象とした勉強会の開催や、仮置場の設置運営に係る実地訓練の実施等により、市町・県・関係団体等各関係者の連携強化や発災時の対応力向上を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>計画未策定の市町に対して個別指導を継続して行う。また、研修会やセミナー、訓練についても適宜内容を見直しながら継続実施するとともに、市町・県・関係団体等各関係者との具体的な連携方法について意見交換を行う等、災害廃棄物処理体制の強化や廃棄物処理の実効性を高めるための取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（循環社会推進課）</p> | 令和7年度（2025年度）の目標とする指標 | 令3 | 令4 | 目標値 | 市町災害廃棄物処理計画の策定率 | 89.5% | 94.7% | 100% | （市町災害廃棄物処理計画の策定数） | （17市町） | （18市町） | （19市町） |
| 令和7年度（2025年度）の目標とする指標 | 令3 | 令4 | 目標値 | | | | | | | | | | |
| 市町災害廃棄物処理計画の策定率 | 89.5% | 94.7% | 100% | | | | | | | | | | |
| （市町災害廃棄物処理計画の策定数） | （17市町） | （18市町） | （19市町） | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|----|-----|---------|-----|---------|------|----|----|----|----|------|
| <p>3 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>予 算 額 26,142,000 円</p> <p>決 算 額 25,816,745 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 10,159,965 円 「やまの健康」を実践するモデル地域に対し、地域資源を活用した農山村活性化に向けた活動について交付金や部局横断体制による助言等により支援した。 また、モデル地域における取組成果（商品や体験プログラム、地域課題解決に向けた取組等）を都市部住民に届けるため、イベントや移住・関係人口のデジタルプラットフォーム等を通じて情報発信を行った。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 4,766,780 円 取組で先行する県内3つの地域で森林空間を利用したサービスの事業化に向けた支援（モデルツアー実施を通じたプログラム開発・人材育成、顧客企業とのマッチング等）を実施した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 10,890,000 円 長浜市北部地域をモデルに、交流体験イベントなどによる山村情報の発信や、カエデ樹液シロップなどの山村資源発掘、山村地域における就労支援などの森林山村振興対策に取り組んだ。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 「やまの健康」モデル地域において、新商品やサービス開発や課題解決に向けた取り組みが促進されるとともに、これまでの成果を活かす形で都市と農山村間の人や経済の循環の創出につながる情報発信を実施することができた。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 森林空間を活用したモニターツアーを実施することにより、先進地域での人材育成が図られるとともに、SDGs や健康経営に関心のある企業との継続したつながりが生まれた。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 都市部への山村地域の魅力発信や、新たな山村資源の発掘を行い、就労や移住につなげることで、山村振興対策を行うことができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「やまの健康」に取り組むモデル地域数</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 10%;">令4</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 10%;">達成率（令4）</td> </tr> <tr> <td>（累計）</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>100%</td> </tr> </table> | 「やまの健康」に取り組むモデル地域数 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | （累計） | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 100% |
| 「やまの健康」に取り組むモデル地域数 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | | | | | | | | |
| （累計） | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 100% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 モデル地域におけるこれまでの取組成果を活かし、部局横断体制によりモデル地域以外への横展開を図る必要がある。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 令和元年度策定の「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」を基本としながら、都市部住民とやまとの関わりを促進するため、森林サービス産業をはじめとした森林空間等を活かしたコンテンツの情報発信に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 継続的な情報発信や、発掘した山村資源の活用、山村地域における様々な就労支援の方法など、具体的な方策が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き部局横断で組織する「やまの健康」プロジェクトチームで連携を図り、モデル地域に続く農山村支援として農村RMO形成支援事業等、各課の所管分野において農山村地域の魅力や資源を活かした取組を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、部局横断による農山村地域活性化にむけた方策を検討する。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業</p> <p>①令和5年度における対応 「やまの健康県民アクションガイド」実践の一環として、イベント出展やSNS等を通じた情報発信を行うとともに、森林サービス産業をはじめとした森林空間等を活かしたコンテンツの普及に向け、セミナー開催等を通じて人材育成や関係者によるネットワークづくりに取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き「やまの健康」の普及啓発を行うほか、森林コンテンツの普及に向けた方策を検討する。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き、山村地域の魅力を県内外の都市部に伝えるための情報発信や就労支援などを積極的に行うとともに、支援組織である「ながはま森林マッチングセンター」などの組織体制の強化を図る。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----|---------|-----|---------|--|-----|-----|-----|-----|------|
| <p>(2) 「やまの健康」森の恵み活用促進事業</p> <p>予 算 額 6,734,000 円</p> <p>決 算 額 6,521,032 円</p> | <p>②次年度以降の対応 担い手確保を含む組織体制の強化や、山村と都市の課題解決に向けた新たな仕組を検討する。 (森林政策課)</p> <p>1 事業実績 県内外の事例調査により、森林山村資源の総合的な活用が地域の生業の創出につながっている事例や文献資料等を参考に作成した森林山村資源を活用した取組の事業化を目指すための手引を活用し、「やまの健康」モデル地域において、専門家による指導や助言等の支援を行った。また、「やまの健康」モデル地域をはじめとする団体に対し、森林山村資源を活用して持続的なビジネスを創出しようとする取組を対象に補助した。</p> <p>2 施策成果 「やまの健康」モデル地域等において、「やまの健康」に取り組む団体や地域住民に県内外の先進事例を紹介する等、事業化に向けた手順を提示することにより、取組の初期段階で必要となる支援を実施することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「やまの健康」を目指してモデル地域等 が取り組むプロジェクト数（累計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 「やまの健康」に取り組む団体による取組の事業化に向け、森林山村資源の活用をはじめ、今後の取組を地域で進めていく人材を掘り起こして育てるとともに、取組の輪を広げるネットワークづくりが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 取組団体等が事業化に向けた手法等について学習を深めていくために、手引等を活用し、必要に応じて職員から助言する機会を設ける。 ②次年度以降の対応 取組団体の活動が軌道に乗るまでの一定期間、団体への指導や助言等の支援を継続する必要がある。 (森林政策課)</p> | | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | | 10件 | 12件 | 14件 | 14件 | 100% |
| | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値 | 達成率（令4） | | | | | | | | |
| | 10件 | 12件 | 14件 | 14件 | 100% | | | | | | | | |

IV 環 境

未来につなげる 豊かな自然の恵み

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|---|--|-----------|-------|----|-----|--|-------|-------|-------|
| <p>1 琵琶湖の保全再生と活用</p> <p>(1) 「びわ湖の日」活動推進事業</p> <p>予 算 額 7,547,000 円</p> <p>決 算 額 7,337,327 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>より多くの人に「びわ湖の日」の意義や琵琶湖の多様な価値を再認識し、琵琶湖と関わっていただくため、「びわ活」をキーワードに、大学や企業、団体等の多様な主体と連携し、琵琶湖に関わる様々な活動にいざなうための情報発信等を行った。</p> <p>(1) 環境イベントの開催（6月25日、26日）（参加者数：約3,000人）</p> <p>(2) PR動画の作成、SNS等による情報発信（令和4年度総再生回数：約57,000回）</p> <p>(3) 「びわ湖の日」関連企画・協力団体の募集と発信（協力団体数：46団体）</p> <p>2 施策成果</p> <p>「びわ湖の日」にちなんだ環境イベントの開催やPR動画を用いたSNS等による情報発信を通じて、10代から30代までの若年層が「びわ湖の日」を知り、琵琶湖の価値や「びわ活」について関心を高める機会をつくることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="651 986 1621 1054"> <tr> <td>環境保全行動実施率</td> <td>令3</td> <td>令4</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>76.8%</td> <td>86.5%</td> <td>80%以上</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>「びわ湖の日」をきっかけに、より多くの人に琵琶湖や環境に関心を持っていただき、若年層をはじめとした県民一人ひとりの環境保全行動を促進するとともに、京阪神エリア等への琵琶湖の価値等の発信を強化し、琵琶湖・淀川流域全体で琵琶湖を守る機運を高める必要がある。</p> | 環境保全行動実施率 | 令3 | 令4 | 目標値 | | 76.8% | 86.5% | 80%以上 |
| 環境保全行動実施率 | 令3 | 令4 | 目標値 | | | | | | |
| | 76.8% | 86.5% | 80%以上 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(2) 早崎内湖再生事業</p> <p>予 算 額 22,187,600 円</p> <p>決 算 額 21,730,055 円</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 「びわ湖の日」にちなんだ環境イベントの開催やPR動画を用いて京阪神エリア等への情報発信を積極的に実施するとともに、県内外の若者による情報発信チームを結成し、琵琶湖岸でのフィールドワークや動画作成を通じて、琵琶湖の多様な価値や様々な関わり方を発信していく。</p> <p>②次年度以降の対応 「びわ湖の日」をきっかけに、環境保全、食や農、観光や暮らしなど様々な視点から人と自然との関わりを創出できるよう、関係部局との連携はもとより、大学や企業、団体等の多様な主体と連携し、琵琶湖に関わる様々な活動にいざなうための情報発信等を行う。これらの取組を通じて、琵琶湖・淀川流域住民の行動変容を促し、「マザーレイクゴールズ (MLGs)」の目標達成につなげていく。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績 水管理業務、生物環境調査業務、市民参加型モニタリング調査等 21,730,055円 早崎内湖試験湛水地の適切な水管理と周辺の保全管理等を実施した。</p> <p>2 施策成果 令和3年度に引き続き、生物環境調査を実施し、内湖再生に向けて順応的管理のための資料を得た。</p> <p>3 今後の課題 事業の完了までには長期を要することから、地元の協力を得ながら、計画的・順応的・段階的の施工を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進めるとともに、地元の協力を得ながら早崎内湖再生保全協議会による自然観察会を開催することで、地元の早崎内湖再生に対する意識を深める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進める。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(3) マザーレイクゴールズ推進事業</p> <p>予 算 額 12,105,000 円</p> <p>決 算 額 12,078,987 円</p> | <p>1 事業実績 令和3年7月に「マザーレイクゴールズ（MLG s）」が策定され、令和3年度から引き続きMLG sの推進に係る事業を実施した。個人・事業者向けのMLG s賛同者募集（1,425者）、ロゴマークの活用（利用届け出数 222者）、MLG sワークショップの実施（昨年度からの累計82回、のべ参加者数 4,312人）、公式ウェブサイトMLG s WEBやSNSによる情報発信を実施した。</p> <p>2 施策成果 ワークショップでは、ワークショップ主催者による自主的かつ地域と連携した取組が生まれている。また、「MLG s体操」や「MLG s ツーリズム学習BOOK」の活用により、MLG sの認知度の向上、イメージの形成と定着について効果的に進めることができた。 また、「MLG sみんなのBIWAKO会議／COP1」を開催したことで、関係者間のつながりが生まれ、様々な取組につながっている。</p> <p>3 今後の課題 MLG sの更なる認知度の向上に努めるとともに、SDG sの達成に向けた持続可能な地域づくりにおけるモデルとして、MLG sおよびその取組を国内外に積極的に発信していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度の対応 ・SNS等による情報発信を行うとともに、こども向けのコンテンツを制作・発信。 ・ワークショップ等を通じたMLG sの取組創発、第19回世界湖沼会議（令和5年11月、ハンガリー）等を通じた国内外への情報発信。 ②次年度以降の対応 引き続きMLG sの認知度の向上に取り組むとともに、ローカルSDG sモデルの横展開など国内外に向けた地域・国際貢献に努める。</p> <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(4) 琵琶湖保全再生計画推進事業</p> <p>予 算 額 659,000 円</p> <p>決 算 額 531,000 円</p> | <p>1 事業実績 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により、国民的資産に位置付けられた琵琶湖の保全再生のための施策を関係省庁や関係府県市と連携して推進するため、令和4年9月に第6回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を開催した。</p> <p>2 施策成果 第6回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を3年ぶりに滋賀県において現地視察と併せて開催し、琵琶湖の保全再生に係る関係省庁や関係府県市の部局長等と近年の琵琶湖の状況や琵琶湖が抱える諸課題を共有したほか、琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づき、関係機関と協力して各種施策を推進していくことを確認した。また、MLGsについて情報発信を行い、関係省庁や関係府県市の方々へ周知することができた。</p> <p>3 今後の課題 琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策を推進するとともに、気候変動の影響と考えられる全層循環の未完了等の新たな課題への対応に向けて、関係省庁や関係府県市と琵琶湖の現状や課題を共有し、連携を更に深めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 令和4年度は3年ぶりに琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を現地視察と併せて開催することができ、琵琶湖の課題を現場で確認いただいた。 令和5年度は、引き続き琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を本県において開催し、関係省庁や関係府県市の関係者に琵琶湖の現場を見ていただけるよう調整を図るとともに、琵琶湖保全再生計画（第2期）に係る施策を引き続き推進する。 ②次年度以降の対応 琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策の推進を一層進めるため、琵琶湖保全再生推進協議会幹事会等の開催により、引き続き関係省庁や関係府県市との間で琵琶湖の現状や課題について共有し、連携を深めていく。 また、MLGsの推進体制の構築を進め、多様な主体による琵琶湖の保全再生への参画を後押ししていく。 (琵琶湖保全再生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|------------------------------|-------------|--|------------|------------|------------|-----------------------|--------------|--------------|--|----------|
| <p>(5) ヨシ群落保全事業</p> <p>予 算 額 21,361,000 円</p> <p>決 算 額 21,345,279 円</p> | <p>1 事業実績</p> <table border="0"> <tr> <td>ヨシ群落育成事業委託</td> <td>ヨシ帯維持管理 0.68ha、ボランティア支援 9 団体</td> <td>3,591,266円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落維持再生事業委託</td> <td>ヤナギ伐採 108本</td> <td>3,999,600円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落造成工事</td> <td>消波堤工 2 箇所、漂砂防止堤工 1 箇所</td> <td>13,613,600円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落保全審議会等開催</td> <td></td> <td>140,813円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>「ヨシ群落保全基本計画」に基づくヨシ群落造成事業を長浜地区で実施している。さらに、同計画に基づくヨシ群落育成と維持管理事業を東近江市等 5 市 5 地区で実施し、琵琶湖の環境保全のために多様な機能を果たすヨシ群落の保全を図るとともに、ボランティア団体（のべ9 団体）が実施するヨシ植栽、ヨシ刈り等を支援することで、県民によるヨシ群落保全の取組を推進した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>ヨシの自ら伸びる力を生かした自然再生手法による取組であり、ヨシ帯の再生に時間を要するため、モニタリング調査等で変化を確認しながら、長期的な視点で対策を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和 5 年度における対応</p> <p>長浜地区においてヨシ生育環境の造成を引き続き行うとともに、ボランティア支援等による維持管理を行い、良好なヨシ群落の育成に取り組む。令和 3 年度に改定した「ヨシ群落保全基本計画」に基づきヨシ群落に関する情報をまとめた「ヨシカルテ」の作成と活用の方向性を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定後の「ヨシ群落保全基本計画」におけるヨシ群落の保全意義や管理方針等に基づき、適切な保全策を講じる。 (琵琶湖保全再生課)</p> | ヨシ群落育成事業委託 | ヨシ帯維持管理 0.68ha、ボランティア支援 9 団体 | 3,591,266円 | ヨシ群落維持再生事業委託 | ヤナギ伐採 108本 | 3,999,600円 | ヨシ群落造成工事 | 消波堤工 2 箇所、漂砂防止堤工 1 箇所 | 13,613,600円 | ヨシ群落保全審議会等開催 | | 140,813円 |
| ヨシ群落育成事業委託 | ヨシ帯維持管理 0.68ha、ボランティア支援 9 団体 | 3,591,266円 | | | | | | | | | | | |
| ヨシ群落維持再生事業委託 | ヤナギ伐採 108本 | 3,999,600円 | | | | | | | | | | | |
| ヨシ群落造成工事 | 消波堤工 2 箇所、漂砂防止堤工 1 箇所 | 13,613,600円 | | | | | | | | | | | |
| ヨシ群落保全審議会等開催 | | 140,813円 | | | | | | | | | | | |
| <p>(6) 水草刈取事業</p> <p>予 算 額 217,530,000 円</p> <p>決 算 額 214,789,958 円</p> | <p>1 事業実績</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 水草刈取事業</td> <td></td> <td>99,772,295円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">夏季の水草大量繁茂による航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への悪影響を軽減するため、水草刈取船による表層刈取りを実施した。（刈取実績 1,685 t）</td> </tr> <tr> <td>(2) 水草除去事業</td> <td></td> <td>105,344,800円</td> </tr> </table> | (1) 水草刈取事業 | | 99,772,295円 | 夏季の水草大量繁茂による航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への悪影響を軽減するため、水草刈取船による表層刈取りを実施した。（刈取実績 1,685 t） | | | (2) 水草除去事業 | | 105,344,800円 | | | |
| (1) 水草刈取事業 | | 99,772,295円 | | | | | | | | | | | |
| 夏季の水草大量繁茂による航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への悪影響を軽減するため、水草刈取船による表層刈取りを実施した。（刈取実績 1,685 t） | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 水草除去事業 | | 105,344,800円 | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---------|---------|---------|--------------|--------|--------------|-----|--|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|----|----|----|----|--------------|-----|--|-------|-------|-------|-------|---------|------|
| | <p>水草の大量繁茂による湖流の停滞、湖底の泥化の進行、溶存酸素濃度の低下など自然環境や生態系への悪影響を改善するため、南湖で水草の根こそぎ除去を実施した。（除去実績 700ha）</p> <p>(3) 水草資源循環促進事業 935,000円 水草堆肥の有効利用を推進するため、県民を対象とした普及啓発を実施した。</p> <p>(4) 水草等対策技術開発支援事業 7,604,920円 企業や大学等から水草等の有効利用等について新たな技術等の提案を募集し、開発や研究の支援を行うことで、水草等対策の高度化を図った。（補助金交付事業者 4団体）</p> <p>(5) 調査研究 1,132,943円 南湖生態系に影響を及ぼす湖底環境等に関して調査を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>沿岸部の水草繁茂状況調査結果ならびに住民、湖上関係者および市町からの水草刈取要望等を踏まえ、水草の表層刈取りを実施した結果、生活環境への悪影響や船舶の航行障害等の軽減に貢献した。</p> <p>また、水草の大量繁茂により停滞している湖流を回復するため、南湖において水草の根こそぎ除去を実施したところ、湖底の低酸素状態の改善を図ることができ、これによって、南湖の広い範囲でホンモロコの産卵が確認された。</p> <p>刈り取った水草については、堆肥化し、有効利用を進めている。</p> <p>これまで水草等対策技術開発支援事業により、水草堆肥や水草を色原料に用いたガラス工芸品、ブラックバスの革製品が商品化されるなど一定の成果を上げており、今後も事業を継続する予定である。</p> <p>令和4年度（2022年度）の成果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">水草刈取面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,084 t</td> <td style="text-align: center;">1,940 t</td> <td style="text-align: center;">2,062 t</td> <td style="text-align: center;">1,685 t</td> <td style="text-align: center;">8,120 t</td> <td style="text-align: center;">95.70%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">水草除去面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">530ha</td> <td style="text-align: center;">530ha</td> <td style="text-align: center;">700ha</td> <td style="text-align: center;">700ha</td> <td style="text-align: center;">2,030ha</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>ここ数年は水草の繁茂量が少ない年が続いているため、刈取すべき水草が少なかった。そのため、水草刈取量は目標値に達しなかった。ただし、水草の繁茂量は気象条件等により変動することが分かっており、今後、大量繁茂し生活環境や生態系への悪影響が発生する可能性があるため、研究機関等とも情報を共有しながら、更に効果的・効率的に水草</p> | 水草刈取面積 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率 | | 2,084 t | 1,940 t | 2,062 t | 1,685 t | 8,120 t | 95.70% | 水草除去面積 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率 | | 530ha | 530ha | 700ha | 700ha | 2,030ha | 100% |
| 水草刈取面積 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2,084 t | 1,940 t | 2,062 t | 1,685 t | 8,120 t | 95.70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水草除去面積 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 530ha | 530ha | 700ha | 700ha | 2,030ha | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(7) 琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進</p> <p>予 算 額 19,359,000 円</p> <p>決 算 額 18,588,089 円</p> | <p>刈取・除去を実施する必要がある。 また、水草堆肥の高品質化や水草利用のビジネス化を図り、より一層の有効利用を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 水草刈取除去を着実に実施し、生活環境や生態系への悪影響の軽減を図るとともに、関係機関とも情報共有しながら、より一層の連携を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 関係機関との連携を強化するとともに、水草等対策技術開発支援事業で得られた技術等を生かし、より効果的・効率的な有効利用等を図る。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制</p> <p>ア 航行規制水域の指定 住宅等への騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域や水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制している。</p> <p>イ 指導監視船の運航 40日(指導・警告 34件 停止命令 6件)</p> <p>ウ 琵琶湖レジャー利用監視員の配置 54人</p> <p>エ 航行規制水域取締員の配置 1人 航行規制水域の監視・取締りや違反者への指導・警告等を行うため、県警OBの会計年度任用職員を配置し、県警等と連携した湖上監視・取締りを行った。</p> <p>オ 琵琶湖レジャー陸上監視指導員の配置 4人 湖岸巡回により、船上から目の届かない湖岸での啓発や、監視船と連携した陸上監視を行った。</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、平成24年10月から4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す県が交付する適合証の表示を義務化している。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止</p> <p>ア 外来魚回収業務</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>回収ボックス 62基 回収量 5.7 t 回収いけす 25基 回収量 0.6 t</p> <p>イ びわこルールキッズ事業 夏休みを含む期間に、全国の小中学生を対象として「びわこルールキッズ」を募集し、外来魚のリリース禁止への協力を求めた。参加者数 443人 釣り上げ報告数 9,564匹</p> <p>ウ 外来魚有効利用釣り大会の開催 日本釣振興会滋賀県支部と共催で「第11回外来魚有効利用釣り大会」を開催した。参加者数 550人 釣果22.8kg</p> <p>エ 外来魚釣り上げ隊の募集 外来魚駆除釣り大会を自主開催する企業・団体等を募集し、外来魚のリリース禁止の輪を広げた。 実施団体等 15団体 参加人数 1,058人 外来魚駆除量 48.07kg</p> <p>オ 外来魚釣り上げ名人事業 年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力する釣り人を募集し、釣り上げた重量によって段位を認定した。 参加人数 個人33人 13団体(78人) 計 111人、駆除量 1.4 t、段位認定者 個人7人 3団体</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制 プレジャーボートの騒音や危険行為に関する苦情件数は平成15年の条例施行時と比べて減少しており、航行規制は一定の成果を上げている。(苦情件数 平15 117件 → 令4 12件)</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 夏季に湖上および陸上からの取締りを実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行は見られず、また、ほぼ全てのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止 外来魚のリリース禁止にかかる各種事業に、個人・企業・団体等様々な形で参加いただき、リリース禁止を遵守いただいている。</p> <p>3 今後の課題 悪質な違反行為を行う者に対しては、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視の実施など、違反行為の更なる減少に向けて対応していくことが必要である。 また、依然として外来魚のリリース禁止に理解を示さない者が見られることから、引き続き粘り強く啓発を行う必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(8) 巨樹・巨木等の地域資源の保全および活用</p> <p>予 算 額 18,970,000 円</p> <p>決 算 額 17,170,841 円</p> <p>(翌年度繰越額 1,040,400 円)</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 航行規制水域での違反行為については、警察等の関係機関と連携し、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視・取締りを実施する。 また、外来魚のリリース禁止の啓発と浸透のため、引き続き各種事業に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 継続して、プレジャーボートの航行が盛んな夏季を中心に、警察をはじめとする関係機関と連携した、監視・取締り活動を実施することにより、騒音を減少させる等、周辺における生活環境の保全および琵琶湖の良好な利用環境の確保に努める。 また、外来魚のリリース禁止に対する理解が十分に得られるよう、各種事業を通じて、より効果的・効率的な啓発を行う。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) やまを活かす巨樹・巨木の森保全活用事業 8,709,871円 長浜市木之本町において、新たに61本のトチノキ等の巨樹・巨木について、県、市、保全団体および森林所有者との間で協定を締結するとともに、保全団体が実施する保全活動や周辺整備等に対して支援した。</p> <p>(2) 淀川水源の森活用・保全事業 8,460,970円 長浜市余呉町の高時川源流域において、トチノキ等の巨樹・巨木をはじめとした豊かな森林生態系の持続可能な活用と保全を図るため、エコツアーの素材となる地域資源の調査を行うとともにエコツアーを試行的に実施した。また、活用すべき区域と保全すべき区域のゾーニング調査を実施するとともに、地元や保全団体、専門家等による検討委員会を3回開催することなどにより、活用と保全に向けた考え方の整理を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) やまを活かす巨樹・巨木の森保全活用事業 豊かな自然環境の象徴であるとともに、地域に根づいてきた暮らしと文化が守り育てた巨樹・巨木林の持続的な保全を図ることができた。</p> <p>(2) 淀川水源の森活用・保全事業 今後のエコツアーの本格実施に向けた基盤を整備するとともに、高時川源流域の活用と保全の方向性を一定整理することができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) やまを活かす巨樹・巨木の森保全活用事業 巨樹・巨木林といった豊かな自然や森林山村文化に触れる機会を確保するため、今後も保全活動に対する支援を進めるとともに、巨樹・巨木の保全・活用方策を確立していく必要がある。</p> <p>(2) 淀川水源の森活用・保全事業 エコツアーの本格実施に向けて、ツアー実施に必要なマニュアル作成等を進めるとともに、高時川源流域の活用・保全についての方針を作成する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) やまを活かす巨樹・巨木の森保全活用事業</p> <p>①令和5年度における対応 巨樹・巨木の保全・活用のため、保全団体の保全活動に対する支援を行う。 また、豊かな森林生態系の保全に配慮しつつ、巨樹・巨木の活用を図るための方策のひとつとしてエコツアーを実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 巨樹・巨木の保全活動に対する支援を継続するとともに、活用方策のモデルとしてエコツアーを推進する。</p> <p>(2) 淀川水源の森活用・保全事業</p> <p>①令和5年度における対応 エコツアーのモデル実施を継続するとともに、ツアー実施に必要なマニュアル作成等を行う。また、検討委員会を開催し、当該地域の活用・保全に係る方針の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 エコツアーの本格実施に向けた体制構築を図るとともに、当該地域の活用・保全に係る方針を定める。 (自然環境保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>2 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮</p> <p>(1) 森林境界明確化支援事業</p> <p>予 算 額 22,916,000 円</p> <p>決 算 額 22,832,300 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 一式 3,106,400 円</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業 境界明確化参考図（合成公図）1,682ha 19,725,900 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 森林情報アドバイザーを1名配置し、県内全ての市町と森林組合を構成員とする滋賀県森林整備協議会の運営および市町に対して森林境界明確化等についての助言を行うことにより、当協議会の円滑な運営と森林境界明確化等の取組が進んだ。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業 境界明確化参考図（合成公図）を作成し、市町に提供することにより、市町が主体となって取り組む森林境界明確化の基礎資料となる、森林境界情報の整理が進んだ。</p> <p>3 今後の課題 不在村地主の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により、森林所有者の確定や境界明確化がますます困難になってきており、森林経営管理法制度による放置林対策の一環である境界明確化と所有者の意向調査を積極的に実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 滋賀県森林整備協議会において、森林経営管理法制度の推進や境界明確化の実施などについて、より具体的な支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県森林整備協議会において技術情報や問題意識を共有するとともに、森林情報アドバイザーと連携して市町の課題を解決するよう支援していく。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(2) 水源林保全対策事業</p> <p>予 算 額 15,997,000 円</p> <p>決 算 額 15,955,188 円</p> | <p>①令和5年度における対応 市町支援として、引き続き森林情報（境界明確化参考図（合成公図））等の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町が放置林対策を円滑に推進できるように支援するため、境界明確化参考図（合成公図）の提供に加え、航空レーザ計測の解析結果などその他の有効な森林情報の活用方法についての助言等を行う。 (森林政策課)</p> <p>1 事業実績 巡視日数のべ655日</p> <p>2 施策成果 水源林保全巡視員を各森林整備事務所に配置し、林地開発地の監視・パトロールや森林の調査を行ったことで、違法開発や森林の荒廃状況を早期に発見し、適切な対応につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題 水源林保全巡視員が行う森林調査は、林道沿い等の接近可能な区域に限られるため、巡視する区域が広がるよう安全で効率的な調査方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 全国的に問題となっている盛土箇所について、水源林保全巡視員と協力して全県的に巡視を実施する。 ②次年度以降の対応 引き続き盛土箇所の巡視を行うため、水源林保全巡視員の協力を求めていく。 (森林保全課)</p> |
| <p>(3) 全国植樹祭開催事業</p> <p>予 算 額 451,749,000 円</p> <p>決 算 額 451,354,881 円</p> | <p>1 事業実績 (1) 全国植樹祭開催事業 令和4年6月5日に滋賀県甲賀市鹿深「鹿深夢の森」において全国植樹祭が開催された。当日は天候にも恵まれ、式典会場には約1,000人の招待者、サテライト会場（3カ所）や一般植樹会場（3カ所）も含めた全体では約12,700人と多くの参加者と協力者のもと、盛大に開催することができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 【感】全国植樹祭開催事業 新型コロナウイルスの影響により、天皇皇后両陛下にはオンラインで御臨席を賜り、滋賀県ゆかりの樹々をお手植え、お手播きいただいた。開催会場においては、移動バスの乗車定員を減らすことや基本的な感染症対策を徹底した。また、緑の少年団についても、三旗掲揚や苗木の贈呈、天皇皇后両陛下のお手植え時のお言葉かけ、代表者記念植樹の補助を行うなど、式典に必要不可欠な存在として活躍した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 全国植樹祭開催事業 参加者等から称賛の言葉をいただき、大会の理念である、『「森—川—里—湖」のつながりを大切に、碧く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を、次の世代へと持続的につないでいく』ことが表現できた大会となった。 式典会場、サテライト会場、一般植樹会場での参加者、約12,700人に加え、テレビ放送や広報誌などによる情報発信により、県民はもとより琵琶湖・淀川流域府県の関係者も巻き込んで、多くの方々の森林づくりへの関心を高めることができた。</p> <p>(2) 【感】全国植樹祭開催事業 天皇皇后両陛下には、東京会場においてオンラインでの御臨席を賜るなど、万全の新型コロナウイルス対策を実施することで、参加者等に安心・安全な場を提供することができた。</p> <p>3 今後の課題 全国植樹祭の開催を契機として高まった森林づくりへの関心を今後も絶やすことなく、世代を超えて持続的につないでいくとともに、植林・保育・伐採・木材利用の適切な循環を通じた、森林・林業・木材産業の活性化を図っていく。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 森林の適正管理、林業の成長産業化、農山村の活性化を一体的に進め、やまの資源をフル活用することにより、やまの産業を振興し、やまに関わる人々の収益向上を図るとともに、滋賀の将来を担う子どもたちがより一層、森林や木に関われるように、緑の少年団の活性化や琵琶湖水源の森づくり月間をはじめとした普及啓発に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 森林の適正管理、林業の成長産業化、農山村の活性化が一体となった取組を継続的に進める。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | |
|--|--|-----------|--------------|-----------|----------------|
| <p>(4) 造林公社の運営</p> <p>予 算 額 2,955,814,000 円</p> <p>決 算 額 2,955,813,645 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>一般社団法人滋賀県造林公社の管理運営および森林整備に要する経費について出資により支援を行うとともに、本県が同公社から免責的に引き受けた株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）に対する債務について償還金を支出した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公社に対する出資金</td> <td style="text-align: right;">210,625,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公庫に対する償還金</td> <td style="text-align: right;">2,745,188,645円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>出資金で公社を支援したことにより、公社林において適切な森林管理が行われ、水源涵養をはじめとした公益的機能を引き続き発揮させることができた。また、分収造林事業による木材の生産および販売、分収割合の変更では、「第3期中期経営改善計画」における目標を上回る成果があった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>「第3期中期経営改善計画」の目標が着実に達成されるよう、引き続き公社に対し指導、助言および支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>これまでの成果と課題を踏まえるとともに、森林林業を取り巻く社会・経済情勢を的確に把握し、公社に対して必要な指導または助言を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「第3期中期経営改善計画」によって公社の健全な経営が確保されるとともに、公社林の公益的機能が持続的に発揮されるように、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、公社に対して必要な指導または助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> | 公社に対する出資金 | 210,625,000円 | 公庫に対する償還金 | 2,745,188,645円 |
| 公社に対する出資金 | 210,625,000円 | | | | |
| 公庫に対する償還金 | 2,745,188,645円 | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(5) 自然公園等管理</p> <p>予 算 額 261,485,950 円</p> <p>決 算 額 224,193,743 円</p> <p>(翌年度繰越額 33,322,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 自然公園施設を適切に維持管理するため、管理委託を行うとともに、高島市内の園地の松枯れについて伐採・処分を行った。(委託先 長浜市ほか24件)</p> <p>(2) 自然公園施設を適切な状態に保つため、必要な修繕、改修工事等を行った。(工事件数 新旭浜園地(高島市)の木道再整備、大原ダム野営場および比良レストハウスの解体ほか3件)</p> <p>(3) 自然公園法に基づく許可の情報や管理する土地の情報をGISデータ化し、自然公園等管理システムを構築した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>自然公園施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化している施設の更新・撤去を進め、利用者の安全性の向上を図った。また、自然公園等管理システムの構築により、自然公園管理の省力化・効率化を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>自然公園施設の老朽化が進行しており、緊急性や重要性の高いものから計画的に再整備、改修等を図る必要がある。加えて、自然公園施設の維持管理は、県から市へ、市から地元自治会等へ委託を行っているが、高齢化の進行や担い手の不足により、将来的に現在の枠組みで維持管理を継続することが困難となるおそれがある。</p> <p>また、自然公園施設の現状やニーズを踏まえた選択と集中を行いながら、民間活力の導入等により、持続可能な維持管理の仕組みづくりや自然公園の魅力向上を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>自然公園施設については、国の交付金制度も活用しながら、緊急性や重要性を考慮し、優先順位を付けて計画的・効果的な維持管理に努める。なお、裸地化や土壌浸食が急速に進行する伊吹山の南側斜面について、7月の大雨で損傷した登山道の応急対応を図るとともに、中長期的な復旧対策に向けた検討を開始した。</p> <p>また、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用することにより、自然環境・景観の保全と利用の好循環を図り、全ての利用者が安全かつ快適に楽しむことができる自然公園施設としての魅力向上を図るため、岡山園地(近江八幡市)においてマーケットサウンディング調査を実施するとともに、新旭浜園地(高島市)において地元関係者等と再整備に向けた検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、老朽化した施設の修繕・撤去等を計画的に行うとともに、自然公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るための施設整備を計画的に実施する。 (自然環境保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|---------|---------|---------|---------|----|----|-----|-----|-----|------|
| <p>(6) 生物多様性しが戦略の展開事業</p> <p>予 算 額 443,000 円</p> <p>決 算 額 40,000 円</p> | <p>1 事業実績 生物多様性に係る保全団体等の活動を促進するため、専門家の紹介や技術的助言等の支援を行うとともに、事業者の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に関する活動を評価・認証する「しが生物多様性取組認証制度」について新たに12者を認証した。</p> <p>2 施策成果 生物多様性の保全団体等の活動促進を図るとともに、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 しが生物多様性取組認証制度の認証事業者（社）数（累計）</p> <table border="1" data-bbox="734 699 1626 762"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令4）</th> <th>達成率（令4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46</td> <td>63</td> <td>101</td> <td>113</td> <td>100</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 令和4年12月のCOP15（生物多様性条約第15回締約国会議）において、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたとともに、これを受けて、令和5年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定された。こうした国内外の動きなどを踏まえ、国民的資産である琵琶湖を有する本県も、生物多様性の保全を一層推進し、MLGsの取組等を進めることを通じて、自然と人とが共生する社会の実現に向けた歩みを加速させていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるというネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、次期「生物多様性しが戦略」を策定する。</p> <p>②次年度以降の対応 新たな「生物多様性しが戦略」に基づき、相互に関係する気候変動対策や循環経済の取組とも軌を一にしつつ、自然環境や生物多様性を着実に保全するとともに、これらの積極的な活用を図ることで、更なる保全につなげる好循環を生み出す社会・経済活動を推進する。あわせて、「しが生物多様性取組認証制度」について、必要な見直しを検討する。 （自然環境保全課）</p> | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令4） | 達成率（令4） | 46 | 63 | 101 | 113 | 100 | 100% |
| 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令4） | 達成率（令4） | | | | | | | | |
| 46 | 63 | 101 | 113 | 100 | 100% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|----|---------|---------|---------|---------|----|----|----|----|----|----|
| <p>(7) 侵略的外来水生植物の防除</p> <p>予 算 額 186,166,000 円</p> <p>決 算 額 166,158,796 円</p> <p>(翌年度繰越額 20,000,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>琵琶湖や周辺水域の生態系や漁業等に悪影響を及ぼすオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物について、県や関係市、関係団体等で構成する琵琶湖外来水生植物対策協議会を支援することなどにより、定期的な巡回監視や早期かつ徹底的な駆除を行うとともに、オオバナミズキンバイのマット状群落をロール状に巻いて水中に押し込み、現場で枯死させる「淀川方式」を試行的に導入するなど、防除事業を実施した。また、農地への侵入も確認されていることから、必要に応じて、営農者への普及啓発を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>オオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウの年度末生育面積は、ピークである平成27年度末の約230千㎡から大きく減少し、令和2年度以降は低密度な状態を維持していたが、令和4年度は琵琶湖北湖や伊庭内湖（東近江市）で大幅に繁茂したことなどから、約97千㎡（オオバナミズキンバイ約51千㎡、ナガエツルノゲイトウ約46千㎡）と増加した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 侵略的外来水生植物の年度末生育面積（千㎡）</p> <table border="1" data-bbox="705 837 1624 909"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令4）</th> <th>達成率（令4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>97</td> <td>38</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>侵略的外来水生植物について、琵琶湖北部における生育箇所の増加や下流域への流出、農地への侵入などが見られるとともに、駆除済の箇所でも大規模に再生することがあるため、継続した対策の実施が必要である。</p> <p>また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正（令和4年5月）により、定着した特定外来生物の防除は都道府県の責務とされたことや、琵琶湖は生物多様性の保全上重要であり下流府県への影響も大きいことから、低密度状態の維持を目指し、多様な主体との連携を図りながら取組を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>主要な生育箇所（湖岸・内湖・河川等）において、定期的な巡回・監視と早期駆除を徹底する。</p> <p>また、希少種が生育・生息するなど生物多様性の保全上、優先度が高く、侵略的外来水生植物が未侵入または定着期の段階にある箇所を保全対象箇所として抽出し、積極的な防除や予防的巡回、侵入防止施設の設置等に取り組む。</p> | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令4） | 達成率（令4） | 67 | 56 | 47 | 97 | 38 | 0% |
| 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令4） | 達成率（令4） | | | | | | | | |
| 67 | 56 | 47 | 97 | 38 | 0% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------|-------|---------------|--|--------------------------|--|--------------|---------------|--|-------------|-------------|--------------------------------------|------------|--|-------------|-----------------|----------------------|------------|-----------------|---|------------|----------------------|---|----------|--------------------|---|-------------|----------------|--|-------------|
| <p>(8) 有害鳥獣対策の推進事業</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding-left: 20px;">予 算 額</td> <td style="padding-left: 20px;">285,393,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決 算 額</td> <td style="padding-left: 20px;">283,050,957 円</td> </tr> </table> | 予 算 額 | 285,393,000 円 | 決 算 額 | 283,050,957 円 | <p>さらに、ヨシ植栽地等のうち、周辺地域における侵略的外来水生植物の分布・生育状況から侵入・繁茂のおそれがある箇所については、必要に応じて、予防的に侵入防止等のための対策を検討する。</p> <p>なお、生育面積が急増した伊庭内湖においては、緊急対応として、水陸両用作業船等を用いて6月に沖合の浮遊群落の駆除等を実施した。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>駆除済箇所等の巡回・監視を徹底することを基本とし、必要に応じて人力と機械を併用し、取り残しのないよう駆除を実施することにより、低密度状態を維持する。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding-left: 20px;">ア 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業</td> <td style="width: 65%; padding-left: 20px;">湖国が実施するニホンジカの有害捕獲等に対して助成した。(大津市ほか13市町)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">125,226,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 指定管理鳥獣捕獲等事業</td> <td style="padding-left: 20px;">捕獲条件が厳しい高標高域(鈴鹿山系、比良山系)でニホンジカの捕獲を実施した。</td> <td style="text-align: right;">12,775,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 効果的捕獲促進事業</td> <td style="padding-left: 20px;">鈴鹿山系において、効果的・効率的な捕獲方法を検証する捕獲調査を実施した。</td> <td style="text-align: right;">8,569,000円</td> </tr> </table> <p>(2) ニホンザル対策事業</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding-left: 20px;">市町が実施する加害レベルの高い群れのニホンザルの個体数調整に対して助成した。(甲賀市ほか5市町)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">12,196,220円</td> </tr> </table> <p>(3) カワウ対策事業</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding-left: 20px;">ア カワウ広域管理捕獲実施事業</td> <td style="width: 65%; padding-left: 20px;">長浜市内においてカワウの捕獲を実施した。</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8,118,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業</td> <td style="padding-left: 20px;">竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの個体数調整等に対して支援した。</td> <td style="text-align: right;">4,150,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業</td> <td style="padding-left: 20px;">高島市および上記協議会が実施する新規コロニー等でのカワウ対策に対して助成した。</td> <td style="text-align: right;">862,724円</td> </tr> </table> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding-left: 20px;">ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業</td> <td style="width: 65%; padding-left: 20px;">市町が実施する有害捕獲(ニホンジカ、イノシシおよびニホンザル)に対して助成した。(大津市ほか10市町)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">99,819,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 森林動物行動圏等調査事業</td> <td></td> <td style="text-align: right;">11,188,100円</td> </tr> </table> | ア 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業 | 湖国が実施するニホンジカの有害捕獲等に対して助成した。(大津市ほか13市町) | 125,226,400円 | イ 指定管理鳥獣捕獲等事業 | 捕獲条件が厳しい高標高域(鈴鹿山系、比良山系)でニホンジカの捕獲を実施した。 | 12,775,400円 | ウ 効果的捕獲促進事業 | 鈴鹿山系において、効果的・効率的な捕獲方法を検証する捕獲調査を実施した。 | 8,569,000円 | 市町が実施する加害レベルの高い群れのニホンザルの個体数調整に対して助成した。(甲賀市ほか5市町) | 12,196,220円 | ア カワウ広域管理捕獲実施事業 | 長浜市内においてカワウの捕獲を実施した。 | 8,118,000円 | イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業 | 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの個体数調整等に対して支援した。 | 4,150,000円 | ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 | 高島市および上記協議会が実施する新規コロニー等でのカワウ対策に対して助成した。 | 862,724円 | ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 | 市町が実施する有害捕獲(ニホンジカ、イノシシおよびニホンザル)に対して助成した。(大津市ほか10市町) | 99,819,000円 | イ 森林動物行動圏等調査事業 | | 11,188,100円 |
| 予 算 額 | 285,393,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決 算 額 | 283,050,957 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業 | 湖国が実施するニホンジカの有害捕獲等に対して助成した。(大津市ほか13市町) | 125,226,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 指定管理鳥獣捕獲等事業 | 捕獲条件が厳しい高標高域(鈴鹿山系、比良山系)でニホンジカの捕獲を実施した。 | 12,775,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 効果的捕獲促進事業 | 鈴鹿山系において、効果的・効率的な捕獲方法を検証する捕獲調査を実施した。 | 8,569,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町が実施する加害レベルの高い群れのニホンザルの個体数調整に対して助成した。(甲賀市ほか5市町) | 12,196,220円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア カワウ広域管理捕獲実施事業 | 長浜市内においてカワウの捕獲を実施した。 | 8,118,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業 | 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの個体数調整等に対して支援した。 | 4,150,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 | 高島市および上記協議会が実施する新規コロニー等でのカワウ対策に対して助成した。 | 862,724円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 | 市町が実施する有害捕獲(ニホンジカ、イノシシおよびニホンザル)に対して助成した。(大津市ほか10市町) | 99,819,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 森林動物行動圏等調査事業 | | 11,188,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---------|---------|--------------|---------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | <p>ニホンジカ、イノシシおよびニホンザルの行動圏、生息数等の調査を実施した。</p> <p>ウ 第二種特定鳥獣対策連携推進事業 146,113円 鳥獣種ごとの管理計画を推進するため、検討会や現地確認等を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業 市町が実施する有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカによる農作物被害はピーク時（平成22年度）の約169百万円から令和4年度は約8百万円に低下した。また、ニホンジカが滞留している奥山等の高標高域で捕獲を行ったことにより、生息密度の低下を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 ニホンジカの捕獲頭数（累計）</p> <table border="1" data-bbox="705 730 1765 799"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> <th>達成率（令4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,803頭</td> <td>18,486頭</td> <td>16,166頭</td> <td>14,095頭</td> <td>72,000頭</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ニホンザル対策事業 市町による加害レベルの高い群れの捕獲や防護柵の設置が進んだことにより、ニホンザルによる農作物被害は、ピーク時（平成22年度）の約99百万円から令和4年度は約15百万円に低下した。</p> <p>(3) カワウ対策事業 県や協議会等による捕獲が進んだことにより、カワウの春期の生息数は平成20年の約3.8万羽と比べて令和2年には約0.7万羽に減少し、特に生息数の多かった竹生島では、深刻であったカワウの糞害や枝葉の折損により枯れたと思われたタブノキから芽吹きが確認され、下層植生の回復もかなり進んだ。 しかし、河川等内陸部へ生息区域が分散化したことから、令和3年春から生息数は増加に転じ、令和4年春の生息数は約1.7万羽となり、内陸部の生息域では、漁業被害に加え、生活環境被害が新たに生じている。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 市町による有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカ、イノシシおよびニホンザルによる農作物被害は減少したが、被害は下げ止まりの傾向にある。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率（令4） | 15,803頭 | 18,486頭 | 16,166頭 | 14,095頭 | 72,000頭 | 90% |
| 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率（令4） | | | | | | | | |
| 15,803頭 | 18,486頭 | 16,166頭 | 14,095頭 | 72,000頭 | 90% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止のため、捕獲困難地も含めた捕獲の推進が必要である。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業 ニホンザルの生息数はほぼ横ばいとなっているが、加害レベルの低下は見られず、サルの群れが農地や人の居住地域に出没することが増えており、集落ぐるみの対策とともに効果ある個体群管理の実施が必要である。</p> <p>(3) カワウ対策事業 生息地が内陸部の河川等に分散し、被害状況も生息地ごとに異なることから各地域の被害状況に応じた対応が必要である。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 イノシシについて、農作物被害額は減少しているが、獣種別に占める割合が約半数と最も高く、令和4年度は捕獲数も増加に転じており、動向に注視が必要である。また、野生動物は生息数や行動域が変化し、それに伴い被害の状況も変化するため、順応的な対策を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 市町が実施する有害捕獲への支援や高標高域での捕獲を継続するとともに、隣接県との広域連携も図りながら、奥山等の捕獲困難地の捕獲推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて、関係機関と連携し、個体群管理（分布・個体数管理）、被害防除対策および生息環境管理の総合的対策を推進する。また、伊吹山等の捕獲困難地におけるシカの生息状況調査や捕獲手法の検討を行う。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き、個体群管理として市町による計画的な群れの捕獲を支援するとともに、「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）」の策定を進める中で、効率的かつ効果的に被害を軽減させるための群れの管理について検討を行う。あわせて、被害防除および生息環境管理の対策を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて、新たな特定鳥獣管理計画に基づく群れ管理を進め、被害の軽減を目指し、個体群管理（分布・個体数管理）、被害防除および生息環境管理の総合的な対策を促進する。</p> <p>(3) カワウ対策事業</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>①令和5年度における対応 竹生島等の大規模コロニーでの捕獲の継続実施に加え、住宅地に隣接する安曇川のコロニーにおいて、銃器捕獲の課題を整理し、安全管理に関するマニュアルを作成するとともに、試行的な銃器捕獲に取り組む。 また、県全域を北部・中部・南部の3つのブロックに分けてねぐら・コロニーの分布管理を行うことを目指し、市町等と生息状況の情報の共有等を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 竹生島における捕獲と住宅地隣接地における銃器捕獲の実証事業を継続して実施するとともに、市町とカワウの生息数や被害状況等のモニタリング調査結果を共有し、漁業被害および生活環境被害の軽減を目指す。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 ニホンジカ、イノシシおよびニホンザルについて、引き続き市町が実施する有害捕獲への支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 ニホンジカ、イノシシおよびニホンザルについて、生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布・個体数管理）、被害防除対策および生息環境管理の対策を総合的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">（自然環境保全課）</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>3 環境負荷の低減</p> <p>(1) 工場・事業場の環境汚染防止対策事業</p> <p>予 算 額 62,000 円</p> <p>決 算 額 4,000 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>工場・事業場（以下「工場等」という。）の環境汚染防止のための自主管理体制の確立を支援するとともに、現場の実態や課題を把握し、改善につなげるため、会計年度任用職員を雇用して、担当職員とともに工場等への立入調査を実施し、法令遵守や工場等の環境汚染防止対策に関する指導や助言を実施した。</p> <p>立入調査工場・事業場数：150 カ所</p> <p>指導・助言件数 ：水質汚濁関係 195件、大気汚染関係 44件、廃棄物関係 155件、その他 300件</p> <p>2 施策成果</p> <p>年度当初は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、調査の実施を見合わせる時期もあったが、感染症拡大防止対策を講じながら、当初の計画通り調査を実施した。</p> <p>環境法令に基づく届出対象施設や排水処理施設等の稼働の状況を踏まえ必要な指導助言を行い、工場等における環境法令の遵守、環境汚染防止対策の向上につなげた。</p> <p>また、立入調査結果は、企業向け研修会等で活用し、広く法令遵守や自主的な環境リスク管理のレベルアップを図った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>引き続き工場等に対し、法令遵守の徹底や、施設の点検等による油等の流出事故防止に関する指導や助言を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>工場等への立入調査を実施し、法令遵守に向けての指導や工場等の自主的な環境汚染防止対策を促していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、工場等に起因する環境汚染の防止等に寄与するため、計画的に立入調査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(2) 大気発生源監視事業</p> <p>予 算 額 6,978,000 円</p> <p>決 算 額 6,381,041 円</p> | <p>1 事業実績 大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の排出規制対象施設の基準遵守の状況を確認するため、工場等に立入し、排ガス調査を実施した。 また、同法に基づく石綿対策として、特定粉じん排出等作業を行う解体工事現場等に立入調査等を実施した。 ばい煙等の排出規制対象施設における排ガス調査の実施件数：27件 解体等工事現場への立入調査の実施件数：308件</p> <p>2 施策成果 排ガス調査の結果、排出基準を超過する施設は認められなかった。解体工事現場等への立入調査では、石綿含有建材の撤去等を行う際に適用される作業基準の遵守状況の確認等を行い、事業者に対して必要な指導を行った。</p> <p>3 今後の課題 ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を引き続き確認していく必要がある。 大気汚染防止法に基づく石綿対策が令和3年4月1日から令和5年10月1日まで段階的に強化されており、作業基準の遵守徹底に向け、引き続き制度の周知や指導を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 引き続き、ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を確認する。 解体工事現場等における石綿規制に関係する行政機関と連携しながら、事業者への周知や指導を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、排ガス調査や解体工事現場への立入調査等を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> |
| <p>(3) 水質保全対策事業</p> <p>予 算 額 33,506,000 円</p> <p>決 算 額 31,781,035 円</p> | <p>1 事業実績 水環境の保全回復を図るため、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視指導を行った。</p> <p>(1) 環境基準監視調査 琵琶湖15地点：北湖の溶存酸素量（DO）、大腸菌数、全窒素および全りんならびに南湖の大腸菌数が環境基準を達成。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>瀬田川1地点：pH、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、DOおよび大腸菌数が環境基準を達成。</p> <p>琵琶湖瀬田川流入河川24河川：BODに係る環境基準は、基準達成率 100%</p> <p>(2) プランクトン異常発生状況調査 赤 潮：発生なし アオコ：15日間7水域で発生</p> <p>(3) 西の湖・余呉湖水質環境調査 西の湖5地点：令和4年度の結果（年4回調査の平均値、中央部）は、主要項目である化学的酸素要求量（COD）やBODの値が過去5年間の水質変動の範囲内であったが、降雨の影響が大きかったとみられる令和3年度を除くと、平成27年度頃から続いている水質の悪化が収まっていないと考えられる。また、夏季にはアオコの発生を確認した。</p> <p>余呉湖4地点：特異な水質変動およびプランクトンの異常発生はなし。</p> <p>(4) 水浴場調査 水浴場6カ所：適6カ所、不適なし</p> <p>(5) 工場・事業場排水監視 排水検査 237事業場：33事業場で排水基準に不適合（改善指導実施）</p> <p>(6) 地下水汚染監視 ア 概況調査 47地点：4地点において新たな調査対象物質が検出されたため、検出井戸周辺調査を実施した。 イ 検出井戸周辺調査 7地域：概況調査の結果および工場等の自主調査結果を受け、7地域において調査を実施し、汚染範囲を確定した。 ウ 継続監視調査 22地域：汚染監視調査地域18地域のうち、2地域が経過観察調査へ移行した。経過観察調査地域4地域では、3地域内の調査地点が環境基準以下となり調査を終了した。</p> <p>2 施策成果 令和4年度の琵琶湖の水質は、北湖および南湖で全窒素の値が過年度より少し低くなっていたが、概ね北湖および南湖ともに過年度と同等の水質であった。 水質汚濁に係る環境基準について、令和元年度と令和2年度に環境基準を達成していた北湖の全窒素は、令和3年度は環境基準未達成であったが、令和4年度は基準を達成し、この4年間では概ね横ばい傾向にあるとみられる。 工場・事業場排水監視の結果、排水基準に不適合となった事業場は、大半が浄化槽等の排水処理施設の一時的な不具合によるものであったが、全ての事業場で改善対策が行われた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖の水質については、気象の変化や植物プランクトンの消長の影響を大きく受けることから、琵琶湖で起こる様々な現象を正確に捉え、課題に対応していくためには、継続したモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>工場・事業場排水監視については、工場・事業場の環境汚染防止対策事業で実施している工場等への立入調査の結果等を活用しながら、必要性の高い工場等を選定し、より効果的に排水検査を実施していく必要がある。</p> <p>地下水汚染監視については、県内における地下水汚染の状況を把握していくため、継続的に調査を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>公共用水域水質測定計画に基づく水質監視等を行うとともに、プランクトン異常発生時は関係者への迅速な情報共有などを行う。</p> <p>工場・事業場排水監視については、水質汚濁防止法等に基づく届出に記載された有害物質の使用状況、過去の調査結果、工場等立入調査の結果等の関連情報を踏まえながら、優先順位をつけ調査を実施する。</p> <p>なお、工場・事業場排水監視や地下水汚染監視の実施にあたっては、事業者等との対面を極力避ける等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら調査を実施する。</p> <p>地下水汚染監視については、地下水質測定計画に基づき、地下水の水質の測定を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視・指導を行う。 (環境政策課、琵琶湖保全再生課)</p> |
| <p>(4) 循環型社会形成推進事業</p> <p>予 算 額 17,290,000 円</p> <p>決 算 額 16,611,755 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 8,334,820 円</p> <p>県内で排出される廃棄物を再生したりサイクル製品認定事業を実施し、公共事業等での利用促進を行った。</p> <p>また、県内の事業者が実施する産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発等に対し支援を行ったほか、「ごみ減量・資源化情報」サイトにより廃棄物削減の取組事例の情報を発信し、事業者等の自発的な取組を促進した。</p> <p>滋賀県リサイクル認定製品数 186 製品</p> <p>産業廃棄物減量化支援事業補助金交付件数 2件 (研究開発1件、施設整備1件)</p> <p>廃棄物削減の先駆け取組事例の情報発信 25件 (プラスチックごみ10件、食品ロス10件、3R5件)</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 8,276,935 円</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|----|--------------|--|--|----|----|----|----|--------------|----|----|----|----|----|
| | <p>買い物に伴って発生するごみ減量の啓発キャンペーンを「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の構成団体を中心とした事業者、県民団体、市町等と連携して実施した。</p> <p>また、平成25年度から実施している事業者、県民団体、行政による「レジ袋削減の取組に関する協定」に基づくレジ袋の無料配布中止・削減に取り組むとともに、レジ袋削減以外の使い捨てプラスチックごみの削減も盛り込んだ「しがプラスチック削減行動宣言」制度を新たに設け、事業者等の実践取組の促進を図った。</p> <p>協定参加者：無料配布中止事業者36（店舗数 219）、削減取組事業者 4（店舗数 220）、 県民団体・経済団体11、市町18、県</p> <p>しがプラスチック削減行動宣言実施者：7（店舗数 98 店舗） マイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）：90.6%</p> <p>食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品販売店を推奨店として登録する「三方よしフードエコ推奨店制度」の登録店舗数の拡大と普及啓発を行うとともに、食品ロス削減優良取組表彰を実施した。</p> <p>登録店舗数：食料品小売店 168、飲食店・宿泊施設 141 計 309 店舗 食品ロス削減優良取組知事表彰 3者</p> <p>プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量につながり、他の模範となる活動等に対し助成を行う補助金制度を新たに設け、先進的な取組を支援した。</p> <p>滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金交付件数：2件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>リサイクル認定製品については、パンフレット・ホームページ等により県内外の事業者へ製品の周知を行った。また、県内事業者の産業廃棄物の減量化や資源化の取組支援、先進取組事例の情報発信を行うことで取組の水平展開を図り、循環型社会の構築と廃棄物減量の実践取組につなげた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 1161 1630 1265"> <thead> <tr> <th colspan="5">産業廃棄物減量化支援事業費補助金の交付件数（研究開発または施設整備）</th> </tr> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ごみゼロしが推進事業</p> <p>「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、リデュースやリユースに重点を置いた3Rの推進、廃棄物の適正処理</p> | 産業廃棄物減量化支援事業費補助金の交付件数（研究開発または施設整備） | | | | | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 1件 | 2件 | 2件 | 2件 | 4件 |
| 産業廃棄物減量化支援事業費補助金の交付件数（研究開発または施設整備） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | | | | | | | | | | | | |
| 1件 | 2件 | 2件 | 2件 | 4件 | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|------|--------------|----|--------------|------|------|------|------|-------|
| | <p>等を進めた結果、県民1人1日当たりのごみ排出量は全国で3番目に低い水準となった。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「三方よしフードエコ推奨店制度」新規登録店舗数</p> <table border="1" data-bbox="757 443 1585 512"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16店舗</td> <td>93店舗</td> <td>63店舗</td> <td>35店舗</td> <td>105店舗</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 リサイクル製品の認定件数は減少傾向、製品利用は横ばいであり、利用促進に向けた取組を進める必要がある。 事業者の研究開発や施設整備への支援は、再生利用の向上や最終処分量の削減効果が高い事業を支援するとともに、様々な優良事例の情報発信等により、廃棄物削減の実践取組を促進していく必要がある。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 ごみ減量に向けた取組を県民運動として推進する必要がある。県民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法等を踏まえ、さらなるプラスチックごみ削減や循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、県民、事業者、各種団体、市町等の多様な主体と連携し、ごみを出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 リサイクル製品の認定件数増加に向けた制度の周知および認定製品の利用促進を行う。また、産業廃棄物減量化支援事業費補助金は、産業廃棄物の減量化にとどまらず、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すため、一部制度を見直し、さらなる廃棄物の減量化・再資源化、循環経済への移行を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 産業廃棄物の発生抑制や減量化に加えて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた取組が県内全域に波及していくように取り組む。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続きしがプラスチック削減行動宣言および三方よしフードエコ推奨店の増加を図るとともに、滋賀県プラス</p> | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | 16店舗 | 93店舗 | 63店舗 | 35店舗 | 105店舗 |
| 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 目標値（令元～令4累計） | | | | | | | |
| 16店舗 | 93店舗 | 63店舗 | 35店舗 | 105店舗 | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| <p>(5) 散在性ごみ対策事業</p> <p>予 算 額 16,706,000 円</p> <p>決 算 額 16,435,882 円</p> | <p>チックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金により先進的な事例を支援し、各関係主体間の連携協働を図り、地域におけるごみ排出抑制等の活動を促進する。さらに、ライフスタイルを見直し、プラスチックごみ削減を实践する「しがプラチャレンジの日」を毎月1日に設定し普及啓発を行い、県民や事業者によるごみ削減に向けた実践取組の促進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」や「滋賀県食品ロス削減推進計画」に基づき、「しがプラチャレンジの日」を活用して、県民や事業者、市町等、多様な主体と連携して、国の動きに対応しながら、普及啓発活動や削減に向けた取組を継続する。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 散在性ごみ啓発事業 12,283,202 円 環境美化監視員を県庁および各環境事務所に各1人、計7人を配置し、レジヤーごみの持ち帰りやごみのポイ捨て禁止について、啓発と監視指導を行った。</p> <p>(2) 環境美化運動の推進 3,862,640 円 「美しい湖国をつくる会」の事業支援を行い、同会や市町とともに県民、事業者および各種団体に呼びかけ、環境美化運動を年3回実施した。 ごみゼロ大作戦（基準日 5月30日）、びわ湖を美しくする運動（基準日 7月1日）、 県下一斉清掃運動（基準日 12月1日）</p> <p>(3) 淡海エコフオスター事業 290,040 円 企業、団体等による公共的場所（湖岸、河川、道路等）の清掃ボランティア活動に対して支援を行うとともに、定期的にごみ拾いSNS「ピリカ」を更新し、活動団体の紹介を行うことにより、参加団体の活動意欲の高揚を図った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>環境美化監視員が行ったごみ量の定点観測調査では、ポイ捨てごみの個数は、定点観測調査を開始した平成14年度比で約79%減少した。</p> <p>散在性ごみ定点観測調査（100 mまたは1,000 m²における1日当たりのポイ捨てごみの個数）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平14</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> <td>令4</td> </tr> <tr> <td>43個</td> <td>11個</td> <td>10個</td> <td>10個</td> <td>8個</td> <td>8個</td> <td>9個</td> </tr> </table> | 平14 | 平29 | 平30 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 43個 | 11個 | 10個 | 10個 | 8個 | 8個 | 9個 |
| 平14 | 平29 | 平30 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | | | | | | | | | |
| 43個 | 11個 | 10個 | 10個 | 8個 | 8個 | 9個 | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----------|-------------|---------|-------|-------------|------------|---------|-------|----------|-------------|---------|-------|-----|--|----------|-------|-------|-------------|-------|-------------|
| | <p>コロナ禍であったため、参加者が密にならないよう様々な新型コロナウイルス感染症防止の対策を講じて実施した環境美化運動は、例年より参加者は減少したものの、19万人を超える参加があり、全県的な取組が実施できた。</p> <p>環境美化運動参加人数およびごみの量</p> <table border="1" data-bbox="683 443 1601 587"> <tr> <td>ごみゼロ大作戦</td> <td>(基準日 5月30日)</td> <td>18,618人</td> <td>118 t</td> </tr> <tr> <td>びわ湖を美しくする運動</td> <td>(基準日 7月1日)</td> <td>88,504人</td> <td>450 t</td> </tr> <tr> <td>県下一斉清掃運動</td> <td>(基準日 12月1日)</td> <td>87,680人</td> <td>329 t</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>194,802人</td> <td>897 t</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」制定から約30年が経過し、散在性ごみの量は減少したが、近年は減少率が横ばいであり、より一層の意識高揚を図る必要がある。 環境美化運動については、令和3年度より参加者は増加したものの、例年の参加者数には達していないため、県民や事業者、各種団体にさらに参加を呼びかける必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 県民や事業者、各種団体に環境美化運動への参加を促すため、SNSの活用などの方法を検討する。 ②次年度以降の対応 令和5年度の状況を見ながら、引き続き県民や事業者、各種団体に環境美化運動への参加を呼びかける方法を検討する。 (循環社会推進課)</p> <p>(6) 産業廃棄物処理施設等監視指導事業</p> <table border="1" data-bbox="174 1193 582 1305"> <tr> <td>予 算 額</td> <td>8,756,000 円</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>7,263,992 円</td> </tr> </table> <p>1 事業実績 産業廃棄物等の適正処理を推進するため、処理業者等に対する監督、指導等を行った。</p> <p>2 施策成果 (大津市を除く) 産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設に対し、計画的に立入検査を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めた。 廃棄物処理施設等に対し、県下約 400施設の立入検査により、助言や指導を実施するとともに、のべ26施設に関して</p> | ごみゼロ大作戦 | (基準日 5月30日) | 18,618人 | 118 t | びわ湖を美しくする運動 | (基準日 7月1日) | 88,504人 | 450 t | 県下一斉清掃運動 | (基準日 12月1日) | 87,680人 | 329 t | 合 計 | | 194,802人 | 897 t | 予 算 額 | 8,756,000 円 | 決 算 額 | 7,263,992 円 |
| ごみゼロ大作戦 | (基準日 5月30日) | 18,618人 | 118 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| びわ湖を美しくする運動 | (基準日 7月1日) | 88,504人 | 450 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県下一斉清掃運動 | (基準日 12月1日) | 87,680人 | 329 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 194,802人 | 897 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予 算 額 | 8,756,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決 算 額 | 7,263,992 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(7) 産業廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>予 算 額 38,567,000 円</p> <p>決 算 額 37,683,052 円</p> | <p>排ガス等のダイオキシン類に係る調査を実施した。</p> <p>3 今後の課題 産業廃棄物等の不適正処理の発生を未然に防止するため、関係する処理施設への全数調査など引き続き徹底した監視指導を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 平成21年に制定した「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき立入検査等を実施する。 ②次年度以降の対応 引き続き同要綱に沿った立入検査等に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のため、民間委託によるパトロールや無人航空機（ドローン）の活用等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール、協力事業者による監視など、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄等を許さない地域づくりを推進した。</p> <p>2 施策成果 不適正処理の新規発生事案の年度内解決率が88.9%と目標の85%を上回った。</p> <p>3 今後の課題 人目につかない場所・時間帯での不法投棄や解体業者等が建設系廃棄物を積み置きする不適正保管等に対し、早期発見・早期対応を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 解体現場など排出事業者に対する指導・啓発を図っていくほか、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。 また、県民に対する啓発を通じて不法投棄を許さない地域づくりへの気運を一層高め、不法投棄の発生を抑止する</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(8) 旧R D最終処分場特別対策事業</p> <p>予 算 額 91,626,000 円</p> <p>決 算 額 87,161,042 円</p> | <p>とともに、県民からの積極的な通報や情報提供を促し、早期発見・早期対応につなげる。</p> <p>②次年度以降の対応 排出事業者に対する指導・啓発や、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。また、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄を許さない地域づくりを推進する。 (循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 旧R D最終処分場問題連絡協議会等の開催 4,598,025 円 旧R D最終処分場問題について、周辺環境への影響確認や二次対策工事の有効性の確認等に関する情報を共有して意見交換するため、周辺6自治会、栗東市および県で構成する「旧R D最終処分場問題連絡協議会」を平成25年度に設置しており、令和4年度は4回開催した。(6月、9月、11月、2月)</p> <p>(2) 支障除去等事業 65,518,517 円</p> <p>ア 周辺環境影響調査 29,933,865 円 廃棄物の影響を受けた浸透水による周辺地下水への影響を把握するため、浸透水および周辺地下水の定期的なモニタリングを年4回行った。(5月、7月、10月、1月)</p> <p>イ 水処理施設の運転・維持管理 35,168,874 円 場内の浸透水を処理するため、水処理施設の運転・維持管理を行った。</p> <p>ウ 産業廃棄物の運搬処分 415,778 円 二次対策工事の掘削に伴い発生した産業廃棄物の運搬処分を行った。</p> <p>(3) 旧処分場施設管理 17,044,500 円 旧処分場施設を適切に維持管理するため、除草や補修工事等を行った。</p> <p>2 施策成果 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定める目標(令和5年3月までに下流側地下水の水質が2年間連続して環境基準を超過しないこと等)の達成を確認し、特定支障除去等事業を完了した。 これらの結果等について、旧R D最終処分場問題連絡協議会において説明や意見交換を行い、周辺住民の安全・安心の回復に向けて理解醸成を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(1) 平成24年に地元自治会と締結した協定に基づく対策工の有効性の確認に向け、周辺住民の理解を得ながら継続してモニタリングを行う必要がある。</p> <p>(2) 対策工の効果を持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視や水処理等を継続する必要がある。</p> <p>(3) 地元自治会との協定に基づき、場内の浸透水の水質が安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質が地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続し、周辺住民が安心して生活できるようにする必要がある。</p> <p>(4) 旧RD社および同社元役員3名に対し、毎年度代執行費用の納付命令を行い、令和4年度までに納付を命じた額は約82億8千7百万円であるが、差押えや定期納付等による回収額は2,323万円余にとどまっており、引き続き粘り強く責任を追及していく必要がある。</p> <p>(5) 現場は県有地であるため、対策工の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで適切に活用する必要がある。</p> <p>(6) 本事案を総括し、一連の対策の実績をまとめたアーカイブを作成することにより、同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>旧RD最終処分場問題連絡協議会を定期的開催し、モニタリング結果や維持管理の状況等について周辺住民に説明し、理解を得ながら対策を進める。</p> <p>責任追及について、粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについて、令和3年度に設置の旧RD最終処分場跡地利用協議会や旧RD最終処分場問題連絡協議会において、他の事例を研究しつつ、住民の意見を聴きながら検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>対策工の効果を確認するためモニタリングを継続するとともに、対策工の効果を今後も持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視、水処理等を継続する。</p> <p>モニタリングの結果等については、旧RD最終処分場問題連絡協議会で誠意をもって説明を尽くし、地元住民の理解が得られるよう進めていく。</p> <p>責任追及について、引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについては、対策の効果を見極めつつ、住民の意見を聴きながら段階的に検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(最終処分場特別対策室)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(9) クリーンセンター滋賀運営支援事業</p> <p>予 算 額 40,985,000 円</p> <p>決 算 額 40,983,375 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場「グリーンセンター滋賀」を運営する公益財団法人滋賀県環境事業公社の経営状況の改善へ向け、第三者委員会からの報告を基に県が策定した「グリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に則り、同公社の運営上不足する既存借入金償還資金に対し、出えん金の抛出による支援を行うとともに、派遣職員共済組合負担金等に対し、補助金を交付した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>県の基本方針を受け、公社が策定した中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に基づく同公社の経営改善努力と県の出えん金および補助金の効果が相まって、経営状況は改善している。なお、借入金の完済に伴い、県からの出えんは令和4年度で終了となった。</p> <p>公社中期経営計画における経営指標の達成状況（令和4年度）</p> <p>経常収支： 217,103千円の黒字（計画目標：黒字を継続）</p> <p>自己資本比率：57.4%（計画目標：50.0%以上を継続）</p> <p>県への財政依存度：令和3年度： 9.4% → 令和4年度： 3.6%（計画目標：年度毎減少）</p> <p>3 今後の課題</p> <p>中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に沿ってグリーンセンター滋賀の安定的な経営基盤の確保や埋立容量の適正管理、埋立処分地の適切な維持管理が行われる必要がある。</p> <p>また、令和5年10月末の埋立期間終了後は維持管理費等に多額の経費が見込まれることから、維持管理に必要な資金を公社が確保できるよう支援していく必要がある。</p> <p>埋立期間終了後における埋立処分場地の返還に向けた対応や長期に及ぶと予想される維持管理の適切な管理手法等、今後の公社の在り方を含め、県と公社で十分に検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>県が令和3年10月に策定した基本方針に基づき、先端的なリサイクル等を行う事業者の支援や県内の排出事業者への情報提供など、埋立終了に向けた事業者への支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>埋立期間終了後の維持管理のため、公社は、歳出削減に努めながら、安定した経営に努めるとともに、引き続き適切な維持管理手法を検討する。また、県は、引き続き公社への人的支援を行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>埋立期間終了後のセンターの体制については、公社の在り方も含め県と公社で十分に検討する。 (循環社会推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | |
|---|--|-------------|--------------|-----------|--------------|
| <p>4 環境学習等の推進</p> <p>(1) 体系的な環境学習推進事業</p> <p>予 算 額 1,704,000 円</p> <p>決 算 額 1,482,185 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、保育現場の指導者を対象とした実践型の学習会を5会場で開催した。(計23園69人参加)</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 児童生徒が、地域の人々の協力を得て、学校全体で環境保全活動を実施している学校を「エコ・スクール」として認定するとともに、認定校の環境実践活動の支援を行った。 エコ・スクール認定校 16校(小学校11校、中学校3校、高等学校1校、中等教育学校1校)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 自然体験プログラムの作成等を通じ、身近な自然を活用した環境学習について理解を深めることができた。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 コロナ禍による活動自粛等により、これまでどおりの活動を継続できない学校もあり、年次目標を達成することができなかったが、活動校へのヒアリングを実施し、学校現場における課題等の把握・整理を行った。また、エコ・スクール発表会を動画方式にするなどの工夫をして事業を実施した。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table data-bbox="705 997 1646 1069"> <tr> <td>エコ・スクール認定校数</td> <td>令3 20校</td> <td>令4 16校</td> <td>目標値 20校以上</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 学習会での学びに留まらず、作成された幼児向けの自然体験プログラムが保育現場の実情に応じてより広く実践される必要がある。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 学校の学習においてもSDGsの視点が取り入れられている中で、エコ・スクール活動の更なる普及には、SDGsとも関連づけて活動支援の取組を進める必要がある。</p> | エコ・スクール認定校数 | 令3 20校 | 令4 16校 | 目標値 20校以上 |
| エコ・スクール認定校数 | 令3 20校 | 令4 16校 | 目標値 20校以上 | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | |
|---|---|------------------------------|--------|---------------------|----|----------------------|---------|
| <p>(2) 琵琶湖博物館事業</p> <p>予 算 額 586,493,000 円</p> <p>決 算 額 565,322,556 円</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進</p> <p>①令和5年度における対応 幼児向けの自然体験プログラムがより広く実践されるよう、保育現場の状況等に精通している関係者へのヒアリング等を通じて、現場の実情に応じたプログラムの活用方法等について検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 幼児向けの自然体験プログラムの活用方法の見直し等により、より多くの保育現場で自然体験が実践されるよう普及促進を図る。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p> <p>①令和5年度における対応 エコ・スクール活動の中に琵琶湖版SDGsであるMLGsの視点を新たに取り入れ、各学校がMLGsを意識しながら取り組まれた活動について発表の機会を設け、活動校同士の交流を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 持続可能な社会づくりに向けて、SDGs・MLGsとも関連づけてエコ・スクール活動への支援を進めるとともに、引き続き、教育委員会とも連携を図りながら、事業概要や各学校の活動内容を周知する機会を設け、取組の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 管理運営事業 331,288,535円 琵琶湖博物館の認知度向上を図るため、各種メディアやSNS等を通じた広報活動を展開することにより、琵琶湖博物館の魅力を発信した。また、初めての試みとして、閑散期となる2月に著名人を一日館長として迎え、就任式および館長との対談等を行うことにより琵琶湖博物館のPRを行った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数</td> <td style="text-align: right;">4,274件</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数</td> <td style="text-align: right;">8者</td> </tr> <tr> <td>倶楽部LBM（年間会員制度）会員登録者数</td> <td style="text-align: right;">12,945人</td> </tr> </table> <p>(2) 調査・資料収集事業 147,091,128円 「湖と人間」をテーマとした環境史、生態系および博物館学の3つの領域における研究ならびに資料の収集・整理・登録を実施した。 総合研究1件、共同研究10件、専門研究28件</p> | 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数 | 4,274件 | 琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数 | 8者 | 倶楽部LBM（年間会員制度）会員登録者数 | 12,945人 |
| 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数 | 4,274件 | | | | | | |
| 琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数 | 8者 | | | | | | |
| 倶楽部LBM（年間会員制度）会員登録者数 | 12,945人 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>収蔵資料・新規収集資料等の整理、データベースシステムへの登録48,319件</p> <p>(3) 展示事業 86,942,893円 常設展示、企画展示、ギャラリー展示等を実施した。また、令和5年2月10日に発生した水槽破損事故に係る第三者委員会を設置し、その事故原因の究明および今後の安全管理の在り方について検討を行った。</p> <p>開館日数 307日 来館者数 令2：253,750人、令3：278,961人、令4：415,931人（目標59万人）</p> <p>企画展示（1回） 第30回企画展示「チョウ展—近江から広がるチョウの世界—」 （7月16日から11月20日 来場者数 85,291人＜過去最高＞）</p> <p>ギャラリー展示等（2回） 森へ行こう、森と生きよう（3月20日～6月5日）全国植樹祭関連展示 「トンボ100大作戦」滋賀のトンボを救え！（1月31日～2月28日）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 管理運営事業 新型コロナウイルス感染拡大防止措置として令和4年10月まで入館制限を行ったが、若年層に向けてSNSやYouTubeチャンネルを中心に琵琶湖博物館の魅力を発信した。また、令和4年度新たに行った閑散期のPRイベント等の広報活動の展開により認知度の向上を図り、来館者数は、対前年度比136,970人増の415,931人となった。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業 コロナ禍における行動制限などの制約を受けたものの、「第三次中長期基本計画（2021～2030）」に沿って、琵琶湖について様々な角度から研究を進めるとともに、各分野の資料の収集・整理・登録、水族生体資料の飼育・繁殖を行い、それぞれの成果を展示、交流事業および博物館内外の研究などに活かすことができた。</p> <p>(3) 展示事業 定期的実施しているアンケートでは、グランドオープン後の展示室に対して、非常に満足・満足したとの回答が9割以上となった。琵琶湖博物館のテーマ「湖と人間」に沿った展示を更に強化したことにより、古代湖である琵琶湖とそこに暮らす生き物、湖と人との関わりについて来館者の理解を深めることにつながった。</p> <p>水槽破損事故に係る対応として令和5年2月10日から水族展示室を閉鎖したが、水槽の素材や設計・施工、水族館全般等の有識者で構成する第三者委員会において、事故原因の究明および今後の安全管理の在り方について検討等を行い、水族展示の再開につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 管理運営事業 博物館の認知度向上に向け、「第三次中長期基本計画」に沿った県内外への積極的な広報のほか、各種メディアや</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>S N S、YouTubeチャンネル等を通じた効果的な広報メディア戦略の展開によって、更なる琵琶湖博物館の魅力発信が求められている。</p> <p>また、閑散期では、イベントのような一過性のPR活動ではなく、恒常的に来館者の増加につながるよう工夫していく必要がある。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>館外研究者、地域の人々、関係機関等との協力を一層推進し、琵琶湖やその周辺地域の多面的な価値や魅力を探求するとともに、その成果を博物館だけでなく地域の人々と情報を共有し、琵琶湖地域の活性化に活かすことが必要である。そのためには、わかりやすく、楽しめて、だれでもどこでも利用できる新たなデータベースの構築を検討する必要があり、また、その基盤を維持するために、老朽化した研究備品の更新や資料収蔵環境の改善が課題となっている。</p> <p>(3) 展示事業</p> <p>より魅力的な企画展示とするため、研究成果を元に、引き続き演出にも工夫を凝らした展示づくりを行い、メディアやインターネット、SNS配信等、効果的な広報を打ち出し、集客力の向上を図る必要がある。</p> <p>また、常設展示では、県民のニーズに応えるため、情報を分かりやすく伝え、新しい視点や情報を更新していく必要がある。</p> <p>水槽破損事故に係る第三者委員会による水槽破損事故原因調査の結果を踏まえ、破損したビワコオオナマズ水槽等の再整備に必要な取組を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 管理運営事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>第31回企画展示「おこめ展」を前面に打ち出しながら、これまで積み上げてきた成果を活かせるよう、令和3年度からスタートした「第三次中長期基本計画」の事業目標に沿って「全ての世代が楽しめる」、「みんなで研究する」といった博物館の魅力を広域的な広報やSNS等で発信することにより、琵琶湖博物館の利用向上に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>開館25周年以降の琵琶湖博物館の魅力を途切れることなく発信するための広報戦略を策定し、各種メディアやICTの活用などにより広報活動を展開する。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>館外研究者、地域の人々や関係機関とともに、琵琶湖の多面的な価値や魅力を探求した研究調査活動や資料収集</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(3) 環境学習センター事業</p> <p>予 算 額 6,371,000 円</p> <p>決 算 額 6,265,591 円</p> | <p>に取り組む。わかりやすく、楽しめて、だれでもどこでも利用できる新たなデータベースの構築をするDX事業を展開する。また、老朽化した機器類の計画的な更新や資料収蔵環境の改善に向けて、現状把握と対策を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き関係各者の協力のもと研究調査活動や資料収集を進め、その成果を博物館活動に反映させる。</p> <p>(3) 展示事業</p> <p>①令和5年度における対応 企画展示では、研究成果を基盤にしなが、実物資料や実寸大レプリカの展示をはじめ、3D画像を用いた資料の新たな見せ方や、実際に触れる・体験するコーナーを設定するなど、わかりやすく楽しめる展示づくりに努める。常設展示では来館者が心地よく観覧できるような展示誘導を心がけ、感染症対策により休止していた展示を再開し、ICTなどの活用により、さらに学びの多い展示運営を目指していく。 また、破損したピワコオオナマズ水槽等について、水槽破損事故に係る第三者委員会の事故原因調査報告を踏まえた設計を行うなど安心・安全な再整備に向けて必要な取組を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで行ってきた研究の成果や収集してきた標本・資料を活用し、オリジナル性を重視した魅力ある企画展示を実施することで、集客力の向上を図る。 また、破損したピワコオオナマズ水槽等の再整備に必要な取組を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 環境学習の推進・普及のため、貸出用具を大幅に充実させて、環境学習で使用する顕微鏡やチョウ標本作成キットなどの用具の貸出を行った。また、新たな貸出用具の更新に合わせて、その用具の使用方法をまとめたリーフレットの作成と、使用方法の解説動画を作成し、借りた人が自主的に環境学習を進められるように環境学習メニューを整備した。</p> <p>3つのSNSの合計登録者数 686人 環境学習推進員による相談件数 181件 環境学習用具の貸出件数 17件</p> <p>(2) 地域を知る環境学習 滋賀県の環境に関心を持つきっかけづくりとして、滋賀県の自然環境および文化の普及啓発事業を行った。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>地域を知る環境学習</p> <p>「ヨシっていいね！ 2」 (令和3年度末が第1回) 場所：近鉄百貨店草津店アカリスポット、期間：4月27日(水)～5月3日(火)</p> <p>「ヨシっていいね！ 3」 場所：東京都日本橋 ここ滋賀、期間：6月28日(火)～7月18日(月)</p> <p>「ヨシっていいね！ 4」 場所：大阪府 読売テレビ、期間：7月23日(土)～7月24日(日)</p> <p>「ヨシっていいね！ 5」 場所：東京都日本橋 ここ滋賀、期間：8月2日(火)～8月3日(水)</p> <p>「ヨシっていいね！ 6」 場所：大阪府 読売テレビ、期間：8月27日(土)～8月28日(日)</p> <p>「ヨシっていいね！ 7」 場所：東京都ITOCHU SDGs STUDIO、期間：11月19日(土)～11月20日(日)</p> <p>「ヨシっていいね！ 8」 場所：琵琶湖博物館アトリウム、期間：3月14日(火)～3月28日(火)</p> <p>(3) 環境学習への誘い 環境学習に関わりのない人々への環境学習に取り組むきっかけづくりを目的として、啓発事業を行った。 「やってみよう！環境学習！ 自然観察の用具と使い方」 場所：近鉄百貨店草津店アカリスポット、期間：2月22日(水)～2月28日(火)</p> <p>「びわこマラソン 応援イベント」 場所：烏丸半島芝生広場 welcome フェスタ、期間：3月12日(日)</p> <p>(4) 環境学習・保全実践者のスキルアップ 環境学習・保全実践者のスキルアップおよび指導者育成を目的とした事業を行った。 環境・ほっと・カフェ「季節のプランクトンを学ぼう」 場所：琵琶湖博物館実習室、期間：11月12日(土)</p> <p>(5) 発表と交流の場づくり 県内で環境学習を行う淡海こどもエコクラブ登録者の相互交流を目的として、淡海こどもエコクラブ活動交流会を開催し、こどもエコクラブ全国フェスティバルへの出場団体を決定した。 場所：琵琶湖博物館 セミナー室、期間：12月11日(日)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| | <p>2 施策成果 再構築したウェブサイトやSNSで、環境学習プログラムや講師などの情報提供を行うほか、環境学習推進員による相談、交流・発表の場づくりなどにより環境学習を行う者を支援することで、県民の環境意識の高揚と環境保全活動の促進につながった。</p> <p>3 今後の課題 環境学習を行う団体等に対し、積極的な活動取材等を通じてネットワークの拡大を図っていくなど、環境学習の担い手から求められる支援機能を一層充実させていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 活動者や指導者、そして環境学習活動を実施している様々な団体とのネットワークの継続的な連携と強化に努めるとともに、新たな環境学習の担い手の発掘のために、環境学習への誘いとなる啓発イベントを継続して実施する。また、密を避けて環境学習を実施する一つの手法として、インターネット環境を活用したリモート学習をウェブサイトに登録している活動者に普及する。さらに、環境学習に気軽に取り組めるよう、環境学習に必要な貸出備品を充実させて、環境学習メニューの提案なども併せて行う。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者とのネットワーク強化および学校教員への環境学習情報の提供、こどもエコクラブ活動のより一層の推進、企業との連携強化に努める。また、リモート学習における学習コンテンツの充実を図る。 (環境政策課)</p> |
| <p>(4) 森林環境学習「やまのこ」事業</p> <p>予 算 額 105,712,000 円</p> <p>決 算 額 104,850,653 円</p> | <p>1 事業実績 県内9カ所の森林体験交流施設において、小学4年生を対象に森林環境学習を実施した。 参加小学校 233校 (13,453人)</p> <p>2 施策成果 森林をはじめとする環境について、小学生の理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができた。 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合 91%</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | |
|--|---|------------------------------|-----------|------------|-----------------|------------|-----------------|
| <p>(5) ラムサール条約推進事業</p> <p>予 算 額 2,397,000 円</p> <p>決 算 額 2,340,099 円</p> | <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <tr> <td>森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%）</td> <td>令2 91%</td> <td>令3 91%</td> <td>令4 91%</td> <td>目標値 80%</td> <td>達成率（令4） 100%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>子どもたちが森林に対する理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができるように、継続的に教員や指導員の知識や技術を高める必要がある。また、参加学校と受入施設の連携も重要となる。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>コロナ後の本格的な「やまのこ」の再開となるため、「やまのこ」の指導員と教員（学校）が連絡を密にし、効果的に実施できるような体制を構築するとともに、安全かつ効果的な学習プログラムを検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、効果的な学習が実施できるよう、上記の取組を推進する。</p> <p style="text-align: right;">（森林政策課）</p> <p>1 事業実績</p> <p>県内の小学5年生および6年生から「びわっこ大使」を10名選定し、琵琶湖や本県の自然環境についての体験や学習会を実施するとともに、福井県三方五湖への県外派遣を行った。</p> <p>また、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使を集め、MLGsについてのグループワークや発表を行うなど、世代間交流プログラムを実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>環境活動の核となる次世代のリーダーとして「びわっこ大使」に選定した小学生に対して、体験して学んだことについての発表を経験させることができたほか、経験者同士の世代間交流の場づくりを行うことで、世代を超えたつながりの構築や継続的なリーダー育成の取組につながった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う必要がある。</p> | 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%） | 令2 91% | 令3 91% | 令4 91% | 目標値 80% | 達成率（令4） 100% |
| 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%） | 令2 91% | 令3 91% | 令4 91% | 目標値 80% | 達成率（令4） 100% | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き「びわっこ大使」を選定し、学習会や県外派遣を実施する。また、「びわっこ大使」とその経験者が環境意識を共有し、つながりをつくるとともに、継続的な活動を促すことを目的に、世代間交流プログラムを実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 事業の継続を基本に、新たに選定する「びわっこ大使」の体験学習メニューについて不断の見直しを行うとともに、世代間交流プログラムについても、現役大使と経験者の双方にとって新たな気づきが得られ、その後の自律的な活動につながるよう、引き続き検討する。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>5 調査研究・技術開発の推進、国際的な 協調と協力</p> <p>(1) 国立環境研究所連携推進事業</p> <p>予 算 額 56,318,000 円</p> <p>決 算 額 54,986,009 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>国立環境研究所琵琶湖分室（以下「琵琶湖分室」という。）の設置を契機として、地方創生推進交付金を活用し、研究等の成果の活用、実用化を図るため、水環境ビジネスに利用可能な研究テーマを調査し、データベースを更新したうえで、しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（以下「研究・技術分科会」という。）を2回開催し、のべ31人の参加があった。</p> <p>また、生態系保全に関する研究成果等の科学的知見を活用した「サイエンスエコツアー」の実施に向けて、愛知川流域をフィールドにガイドやツアーを実施する人材を育成するための講座（4回）を開催し、その内容等をまとめたガイド向けの教本を作成した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>琵琶湖分室と琵琶湖環境科学研究センター（以下「センター」という。）が中心となり、「生態系に配慮した新たな水質管理手法」等に関する連携研究を進め、新たな知見を得るなどの成果があった。</p> <p>水環境技術等の実用化を進めるため、研究・技術分科会の開催、葦活用やベトナムでの水質浄化に関するプロジェクトを引き続き支援するとともに、技術開発を行う企業等への補助金制度を運用し、水環境技術の開発を資金面から支援することができた。（2件）</p> <p>また、水環境技術等のブランド化に向けて、県内の企業等の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービスを「ビワコプロダクツ」として選定し、広報支援を行った。（5件）</p> <p>さらに、森一川一湖の水系のつながり再生に関する研究成果等を活用し、「サイエンスエコツアー」の実施に向けたガイド人材育成講座の開催や教本の作成のほか、在来魚（ビワマス）の生態や湿原の保全に関して学ぶ2件のプログラムを試行・開発した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>センターと琵琶湖分室との連携研究を更に推進し、政策への反映を進めるとともに、研究・技術分科会や補助金制度において実用化に向けた技術開発支援、水環境技術等のブランド化や「サイエンスエコツアー」に向けた取組を進め、地域振興にもつなげる必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(2) 琵琶湖環境科学研究センター事業</p> <p>予 算 額 91,846,000 円</p> <p>決 算 額 89,161,904 円</p> | <p>①令和5年度における対応 センターと琵琶湖分室が連携し、これまでの研究における成果や課題について情報交換しながら、着実に連携研究を進める。 研究・技術分科会を通じて、連携研究で活用された技術や研究成果、最新の技術的知見等の情報共有を進めるとともに、水環境技術等のブランド化に向けた取組や「サイエンスエコツアー」のプログラム開発などにより、県内外の水環境や生態系の保全の取組に貢献する。また、技術開発等をより一層進めるため、技術開発等に係る費用の一部に対する補助を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 連携研究の推進に向けて、環境省や国立環境研究所と意見交換を行う。また、関係部局とも連携し、市場のニーズに関する情報も集めながら、水環境技術等のブランド化に向けた取組や「サイエンスエコツアー」のプログラム開発などにより、県内外の水環境や生態系の保全の取組に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 試験研究事業 83,949,210円</p> <p>ア 試験研究の推進 琵琶湖と本県の環境に関する課題に対応するため、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」、「環境リスク低減による安全・安心の確保」および「気候変動に適応した豊かさを実感できる持続可能な社会の構築」の3つを基本的課題に据え、センター第六期中期計画（令和2年度～令和4年度）に基づき、モニタリングおよび総合解析による試験研究を推進した。また、中期計画の最終年度にあたり、科学的知見や諸データの集積・解析などを進めるとともに、次期中期計画（令和5年度～令和7年度）の策定に向け、学識経験者等で構成する評議員会の事前評価等を実施した。併せて、令和3年度の成果を研究報告書としてまとめ、地域や社会への成果還元のため、ホームページ上で公開した。 学術論文14編、学会等発表37件、研究報告書の発行</p> <p>イ 多様な機関との連携強化の取組 琵琶湖環境における課題把握から、調査研究の実施や研究成果を踏まえた対策の立案を部局横断的に行う仕組みである琵琶湖環境研究推進機構に参画し、喫緊の課題である在来魚介類の減少に対し、生息環境等のつながりという総合的な視点から、減少要因の解明と在来魚介類のにぎわい復活について、実装に向けた研究を実施した。 さらに、琵琶湖分室との連携研究を推進するとともに、大学その他の試験研究機関等との共同研究や研究情報の交換、研修生等の受入等を行い、他機関との連携強化に努めた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>共同研究の実施 7 件、研修生等の受入 3 人</p> <p>(2) 情報管理事業 4,457,279円 琵琶湖と本県の環境に関する情報やセンターの研究成果をホームページで提供した。また、県民、研究者等が環境情報や関連図書を閲覧できる環境情報室を運営した。 令和 4 年度ホームページ訪問数 89,499回</p> <p>(3) 広報支援事業 755,415円 センターの研究成果等を情報発信するため、センターニュースの発行やホームページへの掲載を行うとともに、県民等の依頼による琵琶湖講習の開催や相談対応等を行った。 センターニュース「びわ湖みらい」の発行 2 回（各 1,700 部） 琵琶湖講習の実施 28 件（のべ 1,145 人）（センター内 4 件：のべ 30 人、センター外 24 件：のべ 1,115 人） 相談対応 23 件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 試験研究事業 令和 3 年度の成果を研究報告書としてまとめ、ホームページ上で公開し、県民等に情報提供した。加えて、第六期中期計画の試験研究の取組や成果について、庁内関係各課との共有を図った。なお、センター第六期中期計画の研究成果の取りまとめは、令和 5 年度に行い、庁内関係各課へ政策提言等を行う。 また、琵琶湖環境研究推進機構では、令和 3 年度に実施した「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」について、その研究成果を庁内関係各課に報告した。加えて、研究・技術分科会で研究成果を発表し、県民や事業者等に情報提供した。</p> <p>(2) 情報管理事業 琵琶湖と本県の環境に関する情報を幅広く収集するとともに、調査結果をホームページ等で公開するなどして、県民への情報提供につなげた。</p> <p>(3) 広報支援事業 試験研究の成果について、琵琶湖講習の開催、動画配信の活用、センターニュースの発行等を通じて、分かりやすく県民等に発信することにより、琵琶湖をはじめとした環境への関心の醸成に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 試験研究事業 琵琶湖等に顕在化している課題は、様々な事象や要因が影響し合い、複雑化・多様化している。また、近年は琵琶</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>湖北湖の全層循環が未完了となることなど、気候変動が琵琶湖の水質・生態系にも影響を与えていると考えられ、こうした状況の変化に的確に対応していく必要がある。</p> <p>また、琵琶湖環境研究推進機構や琵琶湖分室、県内外の試験研究機関との連携を推進するほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や研究資源を有効に活用していく必要がある。</p> <p>(2) 情報管理事業 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等がより広く活用されるよう、ホームページ等にわかりやすく掲載していく必要がある。</p> <p>(3) 広報支援事業 センターニュースや研究報告書の発行に加え、センター職員の研究成果をホームページに掲載するなど、引き続き県民ニーズを踏まえながら、広く研究成果の還元を図り、更なる情報発信機会の拡大に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 試験研究事業</p> <p>①令和5年度における対応 センター第六期中期計画が令和4年度に終了したことから、その成果を取りまとめ、政策提言等を行うとともに、琵琶湖環境研究推進機構の「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」についても、第三期（令和2年度～令和4年度）が終了したことから、成果の取りまとめを行う。 また、センター第七期中期計画（令和5年度～令和7年度）の初年度にあたり、円滑に試験研究に着手する。</p> <p>②次年度以降の対応 センター第七期中期計画に基づく試験研究を着実に進めるとともに、琵琶湖環境研究推進機構をはじめ、琵琶湖分室やその他の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や資源を有効に活用していく。</p> <p>(2) 情報管理事業</p> <p>①令和5年度における対応 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が県民等に活用されるよう、ホームページを随時更新し、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が広く活用されるよう、ホームページを随時更新するとともに、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>(3) 広報支援事業</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(3) 新たな水質評価手法の検討と湖沼計画への反映に向けた調査研究</p> <p>予 算 額 25,603,000 円</p> <p>決 算 額 25,498,361 円</p> | <p>①令和5年度における対応 センター職員の研究成果については、びわ湖セミナーを実施し、広く還元する。また、センターニュースの発行やセンターホームページ等を活用し、県民に分かりやすい研究成果の発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研究成果については、びわ湖セミナーの開催やセンター刊行物の発行、およびセンターホームページの活用により、情報発信の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究 7,728,751円 琵琶湖への流入汚濁負荷が削減されているにもかかわらず、琵琶湖の化学的酸素要求量(COD)が低下していないことについては、湖水中の難分解性有機物が一つの要因であることが明らかとなっている。また、近年は在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化している。これらのことから、令和4年度は地方創生推進交付金を活用した「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」を実施した。</p> <p>(2) 西の湖における水質改善実証モデル事業 17,769,610円 令和3年度に西の湖の現状や課題等をとりまとめた「西の湖の水環境改善対策」を基に、西の湖での水質悪化やアオコ発生などの課題への対策として、高濃度酸素供給施設の導入等による実証実験等を実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究 「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」により知見を蓄積するとともに、生態系保全を視野に入れた「新たな湖沼水質管理手法の構築に向けた検討への支援と連携」に関して政府提案活動を行うことができた。</p> <p>(2) 西の湖における水質改善実証モデル事業 高濃度酸素の供給により、底泥のりんの減少傾向や、砂分の割合が増加するなど一定の効果が確認された。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究 本研究で提案した物質循環の円滑さに関する指標については、全国的にも先進的な取り組みであることから、現在も導入には至っていない。今後、有効性が確認されたものについて、モニタリングへの導入を検討する必要がある。また、気候変動等が琵琶湖の水質、生態系および物質循環の円滑さに及ぼす影響を評価するとともに気候変動の適</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(4) 湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信</p> <p>予 算 額 618,000 円</p> <p>決 算 額 605,345 円</p> | <p>応策について調査研究を行う必要がある。</p> <p>(2) 西の湖における水質改善実証モデル事業 現在、西の湖で発生している悪臭等の課題は、アオコが原因により発生したものであると考えられるが、アオコの発生原因の特定には至っていない。今後ともアオコ発生の原因究明を行うとともに対策を検討・実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究</p> <p>①令和5年度における対応 気候変動等が琵琶湖北湖の生態系や貧酸素化へ及ぼす影響の評価と、気候変動適応策の効果について評価することを目的として調査研究を行う。また、新たな水質管理手法について環境省が設置する検討会等での検討が進むよう連携を強化し、政府提案活動を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、新たな水質管理手法の構築に向けて国と連携して検討を進める。</p> <p>(2) 西の湖における水質改善実証モデル事業</p> <p>①令和5年度における対応 令和4年度に実施した高濃度酸素の供給により底泥のりんが減少するなど、一定の効果が確認されたことから、当該施設による実証試験を引き続き実施する。また、アオコ発生の原因究明のため、シミュレーションモデルを用いた調査を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 令和5年度の取組結果の状況を踏まえ、アオコ発生の原因究明および水質改善に向けた取組を進める。 (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 第4回アジア・太平洋水サミットが令和4年4月に熊本市で開催され、本県からは知事が「水と環境」分科会に出席し、琵琶湖の総合保全やMLGsの取組について発表し、湖沼問題の主流化や湖沼環境保全の重要性を世界に向けて発信することができた。</p> <p>国際シンポジウム2022 (ILEC主催) や第5回アジア欧州都市水管理シンポジウム (湖南省科学技術庁・アジア欧州基金共同開催) における琵琶湖の環境行政の取組やMLGsの発信等、様々な機会を捉えて国際発信を行った。</p> <p>ニカラグアで実施されている、滋賀県の「うみのこ」事業をモデルにした「ニカラグア版UMINOKO」について、ニカラグア・マナグア市等との意見交換を行い、さらなる連携推進を図った。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>2 施策成果 第4回アジア・太平洋水サミットへの参加等を通して、琵琶湖での取組を世界に向けて広く発信・PRするとともに、湖沼が世界の水を巡る議論の場における主要課題として位置付けられるよう、湖沼環境保全の重要性について発信できた。</p> <p>3 今後の課題 引き続き、琵琶湖の保全や管理を通じて培った知見・経験を世界へ発信し、世界の水・湖沼問題の解決に貢献していくとともに、関係機関等と連携して、湖沼環境保全の重要性を世界に向けて発信していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和5年度における対応 令和5年11月にハンガリー・バトナフェレドで開催予定の第19回世界湖沼会議等の場を通じて、本県の琵琶湖保全の取組や経験を世界に向けて広く発信していく。</p> <p>②次年度以降の対応 令和6年5月にインドネシア・バリで開催が予定されている第10回世界水フォーラム等の機会を捉えて、琵琶湖での取組を世界へ発信するとともに、国際機関等と連携して湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく。 (琵琶湖保全再生課)</p> |